

(案)

千代川地域森林計画書 (第2回変更)

(千代川森林計画区)

樹立年月日	令和 3年12月23日
変更年月日(第1回)	令和 5年12月27日
変更年月日(第2回)	令和 7年12月●●日

計画期間	自	令和 4年 4月 1日
	至	令和14年 3月31日

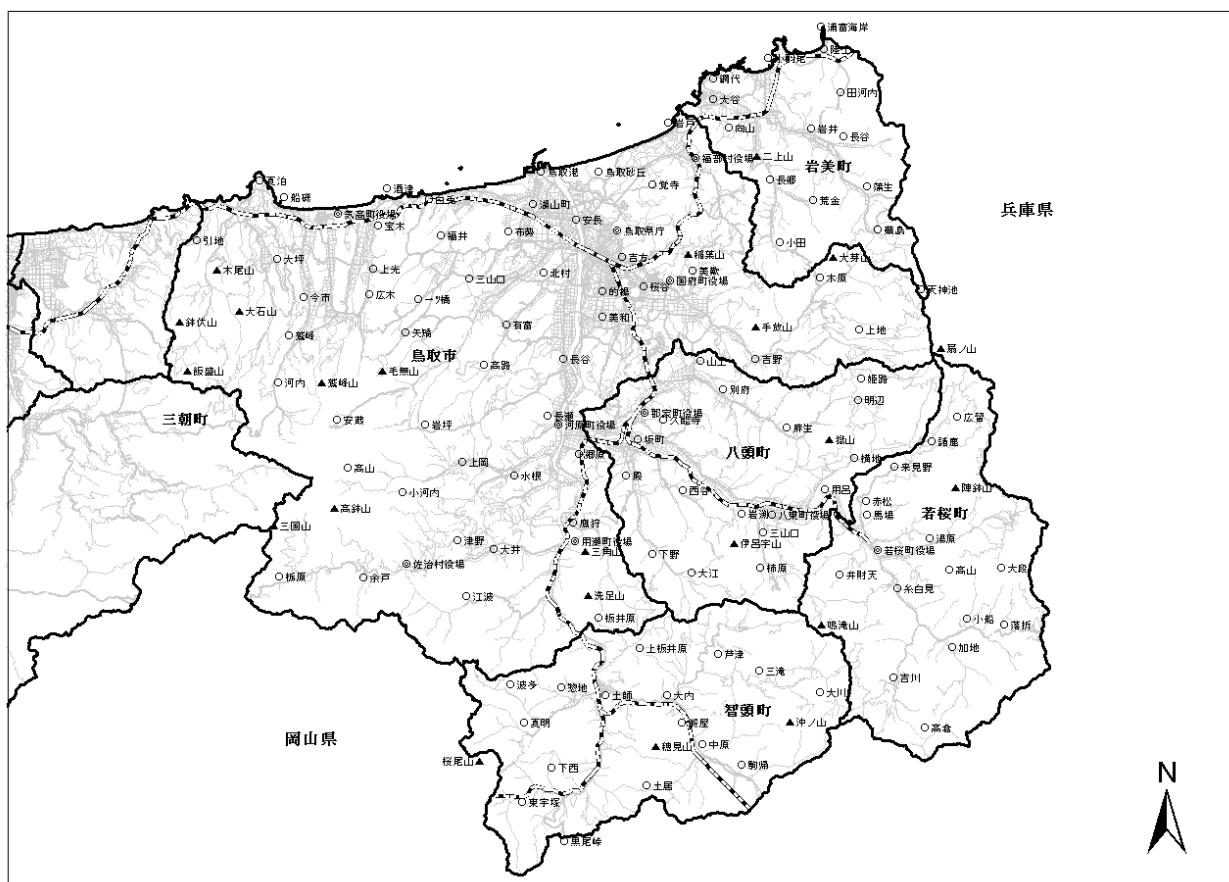
鳥 取 県

目 次

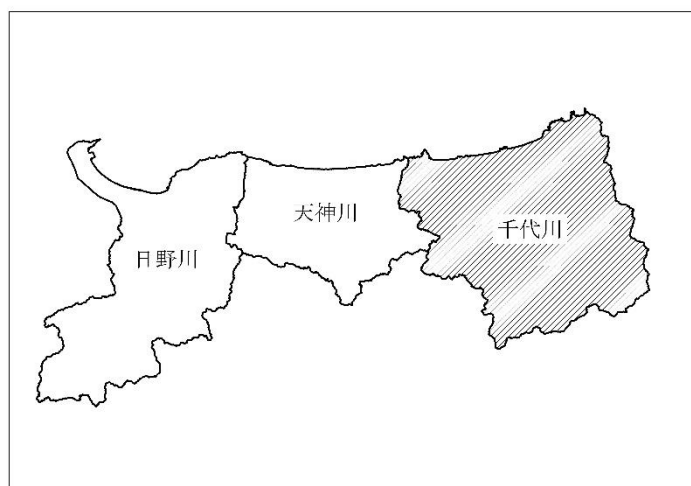
千代川森林計画区概況図	1
森林計画制度の体系図	2
I 計画の大綱	3
1 森林計画区の概況	3
(1) 位置及び行政区域	3
(2) 自然的条件	3
(3) 社会的条件	3
(4) 森林・林業の概要	3
(5) 計画区の特徴	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	4
(1) 伐採立木材積及び造林面積	4
(2) 林道開設延長	4
(3) 保安林指定面積及び治山工事施工数	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	4
II 計 画 事 項	7
第1 計画の対象とする森林の区域	7
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	8
(1) 森林の整備及び保全の目標	8
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	9
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	10
2 その他必要な事項	10
第3 森林の整備に関する事項	10
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	10
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	10
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	11
(3) その他必要な事項	12
2 造林に関する事項	12
(1) 人工造林に関する指針	12
(2) 天然更新に関する指針	13
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	14
(4) その他必要な事項	14
3 間伐及び保育に関する事項	14
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	14
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	14
(3) その他必要な事項	15
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	15
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	15
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	16
(3) その他必要な事項	17
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	17
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	17
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	17
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	

.....	17
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方.....	18
(5) 林産物の搬出方法.....	18
(6) その他必要な事項.....	18
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項.....	18
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針.....	18
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針.....	18
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針.....	19
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針.....	19
(5) その他必要な事項.....	20
7 その他必要な事項.....	20
第4 森林の保全に関する事項.....	21
1 森林の土地の保全に関する事項.....	21
(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区.....	21
(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法.....	21
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項.....	21
(4) その他必要な事項.....	22
2 保安施設に関する事項.....	22
(1) 保安林の整備に関する方針.....	22
(2) 保安施設地区の指定に関する方針.....	22
(3) 治山事業の実施に関する方針.....	22
(4) 特定保安林の整備に関する事項.....	22
(5) その他必要な事項.....	23
3 鳥獣害の防止に関する事項.....	23
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針.....	23
(2) その他必要な事項.....	23
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項.....	23
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針.....	23
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）.....	23
(3) 林野火災の予防の方針.....	24
(4) その他必要な事項.....	24
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項.....	24
1 保健機能森林の区域の基準.....	24
2 その他保健機能森林の整備に関する事項.....	24
第6 計画量等.....	26
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積.....	26
2 間伐面積.....	26
3 人工造林及び天然更新別の造林面積.....	26
4 林道の開設及び拡張に関する計画.....	27
5 保安林整備及び治山事業に関する計画.....	33
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等.....	33
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等.....	35
(3) 実施すべき治山事業の数量.....	35
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期.....	35
第7 その他必要な事項.....	36
1 保安林その他制限林の施業方法.....	36
2 その他必要な事項.....	70

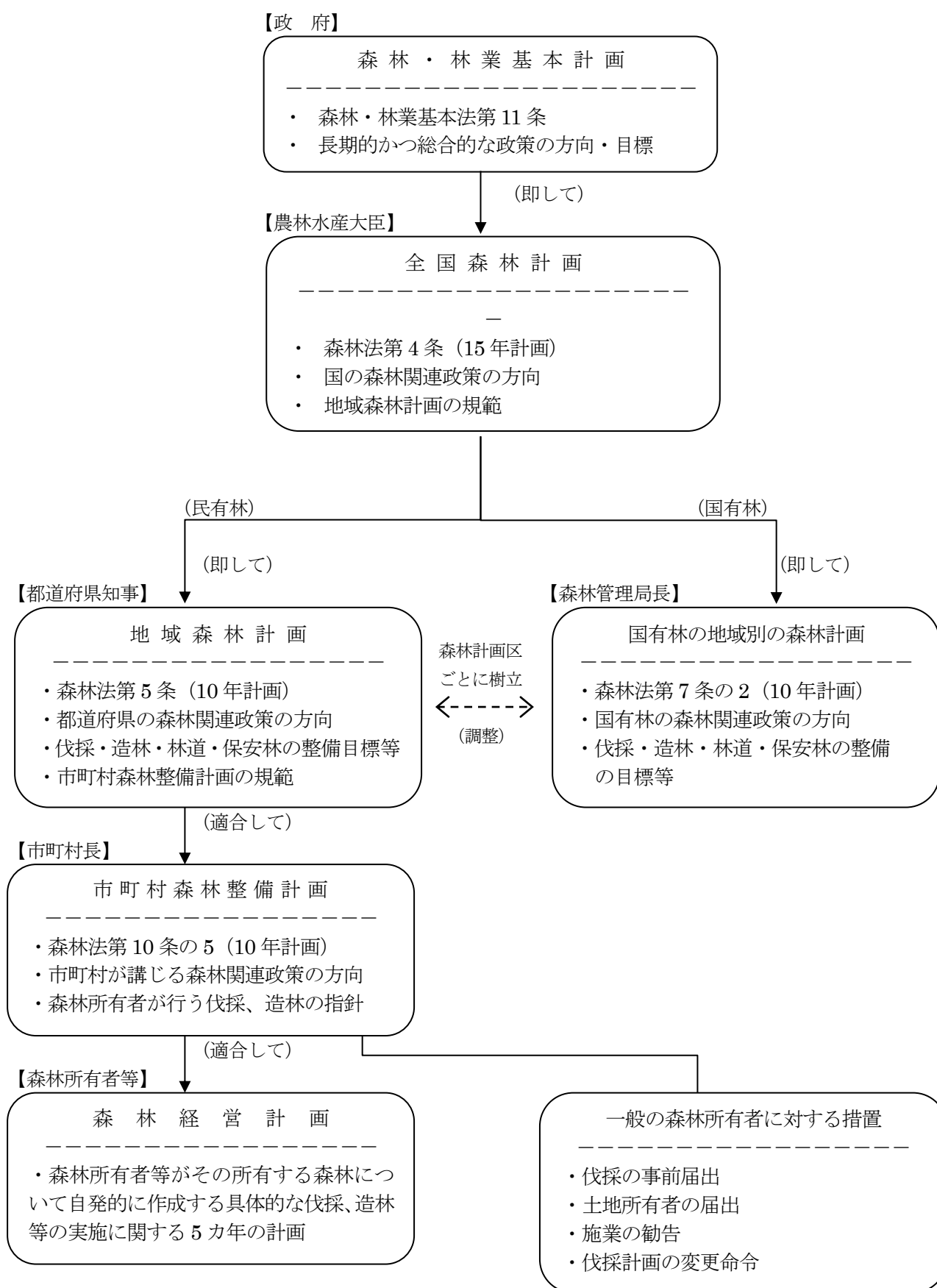
千代川森林計画区概況図



凡例	
鉄道	
一般道 (5.5m以上13.0m未満)	
一般道 (3.0m以上5.5m未満)	
市町村界	
役場所在地等	
山岳	
主要大字	



森林計画制度の体系図



※森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置されている。

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び行政区域

千代川森林計画区は、鳥取県の東部に位置し、東は兵庫県、南は岡山県、西は天神川森林計画区に接し、北は日本海に面している。本計画区の行政区域は鳥取市・岩美郡・八頭郡の1市4町をもって構成され、総土地面積は1,518 km²で県土の43%を占めている。

(2) 自然的条件

計画区の南部には、県境となる扇ノ山(1,310m)、氷ノ山(1,510 m)、三室山(1,358 m)、那岐山(1,255 m)、三国山(1,252 m)の中国山地が連なっている。この中国山地を源とする千代川が中央部を北上して日本海に注ぎ、下流には鳥取平野が広がり、河口には鳥取砂丘を形成している。

この地域の森林の地質は、千代川の中流から上流では花崗岩と変成岩類が、中流から下流では花崗岩と流紋岩が広く分布している。特に、八頭郡の大部分は、古生層を主とする千枚岩、結晶片岩が分布しており、智頭・若桜林業を形成する基盤となっている。

気候は、日本海側気候に属し、梅雨期、台風期とともに冬季に北西の季節風による降水量が多く、年平均気温は鳥取市15.8℃、智頭町13.5℃、年間降水量はそれぞれ1,972mm、2,079 mmである。

(3) 社会的条件

この地域の土地利用の面積比率は、森林79%、農地7%、宅地・その他14%となっている。

人口は、22万3千人（県人口の41%）で人口密度は1km²当たり147人（県平均1km²当たり157人）であるが、その大部分は鳥取市市街地周辺に集中しており、八頭郡の人口密度は1km²当たり40人と少ない。

総就業人口は約10万8千人で、産業別内訳は第一次産業が7%、第二次産業が22%、第三次産業が70%と第三次産業が最も多い。

主要な交通網は、日本海沿いに国道9号とJR山陰本線、千代川沿いには兵庫県に通じる中国横断自動車道「姫路鳥取線」及び国道29号、岡山県に通じる国道53号及び国道373号とJR因美線、智頭鉄道が山陽・京阪神への連絡道となっている。

(4) 森林・林業の概要

本計画区の森林面積は、120,804ha（県全体の47%）で、その内訳は、国有林が16,036ha、民有林が104,767haである。

本計画区は県内で最も林野率が高い地域であり、千代川上流部には智頭町・若桜町といった古くからの林業地がある。

地域森林計画対象の民有林面積は104,767haでそのうち人工林面積は55,128haであり、人工林率は53%と県平均の55%に比べ低いが、1ha当たりの蓄積量は451m³と県平均の1ha当たり414m³と比べ高くなっている。

また、人工林の齢級配置は、保育対象となる7齢級以下の森林が10%で、県平均13%と比較してその割合は低い。天然林面積は46,712ha、蓄積量は5,680千m³で、1ha当たりの蓄積量122m³と県平均の1ha当たり125m³に比べ低くなっている。

なお、森林の資源構成は、次の表のとおりである。

計画対象森林の資源構成

区 分	面 積 (ha)	ha当たり蓄積 (m ³)
人 工 林	55,128.34	451
天 然 林	46,711.78	122
竹 林	1,428.23	—
無立木地	1,495.86	—

計	104,764.21		—	
人工林率 (%)	52.62		—	
樹種別材積 構成率 (%)	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹
	63	14	9	15

(5) 計画区の特徴

ア 南部の八頭郡は、古くから林業地としての歴史があり、そのうち智頭町及び若桜町においては、スギを中心とする人工造林が進められ、林齢の高い森林が多い。

また、平成28年度に新たな木質バイオマス発電施設が本格稼働しており、これまで活用が進まなかった低質材や林地残材の有効活用が可能となっている。

イ 日本海に面する鳥取砂丘と山陰海岸からなる山陰海岸国立公園、南部の中国山地からなる氷ノ山後山那岐山国定公園及び鷲峰山と八葉寺川溪谷からなる西因幡県立自然公園が自然公園に指定されている。

ウ 水源かん養、土砂流出防備等の保安林は、森林面積の49%が指定されている。特に千代川上流の森林は水源かん養保安林に指定されているものが多く、重要な水源地域となっている。

エ 平成19年に原生的な天然林及び貴重な野生動植物の保護・保全を図るため、智頭町から鳥取市国府町の県境に位置する東中国山地の国有林（沖ノ山から三室山、氷ノ山、扇ノ山に連なる延長42km、面積3,544ha（民有林255haを含む））が、近畿中国森林管理局により「東中国山地緑の回廊」に設定されている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

(1) 伐採立木材積及び造林面積

伐採立木材積は、計画量1,388千m³に対して実行量965千m³で実行率70%であった。その内訳は、主伐材積が計画量662千m³に対して実行量67千m³で実行率11%となり、間伐材積が計画量726千m³に対して実行量895千m³で実行率123%であった。

主伐材積は、再造林への負担による主伐控え等の原因により計画量に対する実行量は低かった。一方で、間伐材積は、集約化の取組みや作業道、高性能林業機械の整備等による低コスト化に向けた取組みにより実行率は高かった。

造林面積は、計画量2,057haに対して実行量398haで実行率19%であった。その内訳は、人工造林が計画量1,549haに対して実行量318haで実行率21%となり、天然更新が計画量508haに対して実行量51haで実行率10%であった。主伐材積の計画に対する実行率が低かったことに伴って、造林面積も同様に計画に対する実行率は低かった。

(2) 林道開設延長

林道の開設延長は、計画量39kmに対して実行量5.2kmで実行率13%であった。林道開設には多大な経費と時間を要し、県、国及び市町村等の厳しい財政事情を理由として計画に対する実行率は低かった。

今後も引き続き現場条件に適した工法の選定や開設コストの縮減に取り組みつつ、開設する林道の優先順位を的確に定め、早期共用開始を図っていくことで、効率的かつ経済的な森林施業に貢献できる林道開設に取り組む必要がある。

(3) 保安林指定面積及び治山工事施工数

保安林指定面積は、計画量50,815haに対して実行量51,816haで実行率102%であった。その内訳は、水源涵養に関するものが計画量44,849haに対して実行量44,444haで実行率99%となり、災害防備に関するものが計画量5,857haに対して実行量5,795haで実行率99%となり、保健・風致に関するものが計画量1,515haに対して実行量1,515haで実行率100%であった。治山工事施工数は、計画量55箇所に対して実行量50箇所で行った。保安林指定面積及び治山工事施工数については計画量を概ね達成できた。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

当計画区においては、長期にわたる人工林の造成により森林蓄積は着実に増加してきており、さらに多く

の人工林が木材として利用可能な時期を迎えつつある。近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、適切な施業及び整備を実施し、木材の供給能力を高め、木材を安定的に供給していくとともに、利用の拡大を推進する必要性が増している。

県内では、合板・LVL・CLTや木質バイオマスを中心とする木材需要の拡大に合わせ、素材生産量も大幅に拡大しつつあるものの、林業を取り巻く環境は、木材価格の低下などにより未だ厳しい状況であり、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の所在、将来の林業を担う技術者の確保・育成に向けた労働環境の改善など課題も多い。

一方、森林の有する公益的機能に対する県民の期待は、渇水等を防ぐための水源涵養や山地災害の防止、さらには森林とのふれあい、生物の多様性の確保、二酸化炭素の吸収・固定源に対する期待が高まっており、環境・保健・文化・教育的な面における森林の果たす役割の重要性も増している。また、県民の参画と協働により、二酸化炭素の吸収等、森林の有する公益的機能が発揮される豊かな森づくりを進めるための「豊かな森づくり協働税」に加え、カーボン・オフセットを活用した森林整備などの新たな取組も開始された。

さらに、平成31年4月から森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明などにより整備が進んでいない森林について、市町村を中心とした適切な森林の経営管理を推進し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図る、新たな森林経営管理制度が始まった。

このため、重視すべき機能を中心として、森林の有する多面的機能（注）の継続的発揮、林業・木材産業の再生と雇用への貢献、森林資源の有効活用を目的として、次のような基本的な考え方を定めた。

注： 本計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

ア 森林整備の方向性

- ・将来に渡って持続的な林業経営を確保し、森林の有する公益的機能を持続的に発揮していくため、計画的に作業道を整備し、利用間伐の推進による収益を確保しつつ、森林所有者に利益を還元していく低コストな木材生産を進める。
- ・持続可能な森林資源の循環利用を実現するため、また、花粉発生源対策を加速化することにも留意し、苗木の安定供給を図りながら、皆伐再造林を進める。
- ・小規模・分散的な森林の経営を森林組合等林業事業体へ集積・集約化し、スケールメリットを活かした林業経営を進めるとともに、不在村者所有森林等の適正管理を進める。
- ・森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。
- ・航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度なデータやドローン等を活用した「スマート林業」の推進により森林経営の効率化を図る。
- ・利用されずに放置されてきた里山等における広葉樹林や竹林の整備を進める。
- ・県民、企業、NPO等の多様な主体で支える森林づくりの活動を推進するとともに、地球温暖化対策のための取組である「カーボン・オフセット」の活用により、森林の整備・保全の一層の促進を図る。

イ 人材育成の方向性

- ・森林づくりを支える担い手を確保・育成する。また、地域の森林経営を担い、スマート林業や低コスト林業を進める中核的存在となる人材の育成を図る。
- ・林業経営者の意識改革による林業現場の働き方改革の推進を図るとともに林業従事者の安全向上に向けた取組を進める。

ウ 森林資源の利用に関する方向性

- ・県産材の安定取引、流通コスト削減のため、県内製材工場の主な原木の入手先となっている原木市場の良質材を販売する役割も考慮しつつ、原木需給情報の共有化に関する取組や合板・LVL・CLT工場や大規模製材工場等への直送体制の導入を推進し、需要やニーズに合った製品の生産・供給体制づくり

を進める。

- ・未利用間伐材や低質材等の利活用を進め、木質バイオマス発電施設への燃料用原木の安定供給体制を構築する。
- ・鳥取県産材利用推進指針等を踏まえ、県民が一丸となって、森林を支える林業・木材産業の再生に向けた「木づかい運動」を進める。
- ・原木林の造成など「原木しいたけ」の更なる増産と品質向上のための取組に加え、森林の新たな利用も進める。

Ⅱ 計 画 事 項

第 1 計画の対象とする森林の区域

(単位 面積 : ha)

総 数		104,767.35	1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。 2 地域森林計画の対象とする森林においては、以下の事項が対象となる。 (1) 森林法第 10 条の 2 第 1 項の開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和 31 年法律第 101 号) 第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く) (2) 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出 (3) 森林法第 10 条の 8 第 1 項の伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く） 3 森林計画図の縦覧場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課 4 地域森林計画の対象に含めない森林 (1) 近接する森林と森林施業上の関連を有しない森林（孤立し、かつ 0.3 ヘクタール以下の森林） (2) 都市計画法による市街化区域内の森林又は市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定められていない都市計画区域において用途地域として定められている区域内の森林であって当該市街化区域又は用途地域として定められている区域外の森林と森林施業上の関連を有しない森林 (3) 国又は地方公共団体が実施する事業により道路、鉄道、住宅用地、工業用地若しくは、農業用地等森林以外の用に供される森林
市 町 村 別 内 訳	鳥 取 市	48,401.54	
	岩 美 町	9,484.11	
	八 頭 町	15,742.70	
	若 桜 町	13,793.19	
	智 頭 町	17,345.81	

※面積は森林簿の集計による。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮断能力が高く、かつ風害、潮害等の諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林。
保健・レクリエーション機能	自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、湖沼、溪谷等の観光的に魅力のある自然景観を有する森林や、必要に応じてキャンプ場や自然公園等の保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
生物多様性保全機能	全ての森林が発揮するものであるが、属地的に機能が発揮されるものを示せば、原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林。陸域・水域にまたがり特有の森林が生育・生息する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林土壌を有し、適切な林分密度を保ち、形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であり、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

注2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要がある。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の区分	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とすると共に、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	災害に強い基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業推進するとともに、高齢級の森林への誘導を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、階級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。 この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

森林資源の整備及び保全は、長期的な視点に立って着実に実施していくことが重要である。このため、計画期間において到達し、かつ保持すべき森林資源の状態を次のとおり定める。

(単位 : 面積 ha)

区分		現況	計画期末
面積	育成単層林	54,843	53,328
	育成複層林	927	2,442
	天然生林	45,915	45,915
森林蓄積 (m ³ /ha)		300	307

- 注) 1 育成単層林 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、人為_{※1}により単一の樹冠層を構成する森林。
2 育成複層林 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、人為により複数の樹冠層_{※3}を構成する森林。
3 天然生林 主として天然力_{※3}を活用することにより成立させ、維持する森林_{※4}。

※1「人為」とは、植栽、補助更新（天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の作業を行うこと。

※2「複数の樹冠層」は、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※3「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

※4「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、社会的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して立木竹の伐採に関する事項を定めるものとする。

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付2林整第1157号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年6月21日付第201900081662号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととする。この際、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。また、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとする。特に、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。

さらに、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、本指針を踏まえ、立木竹

の伐採を行う際の規範として定められるものである。

ア 皆伐

(ア) 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、的確な更新を図ることとする。また、皆伐によるものについては、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね 20 ヘクタールごとに保護帯を設けるものとする。

(イ) 皆伐の時期については、標準伐期齢を越えた森林が急増する森林構成を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、持続可能な木材等資源の利用を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採するものとする。

(ウ) 伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、的確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき、植込みを行うこととする。

(エ) 皆伐後天然更新を行う場合は、1 か所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、ぼう芽更新の場合は、良好なぼう芽を発生させるため 11 月から 3 月までの間に伐採するものとする。人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表の期待径級を目安として定めるものとする。

地 域	樹 種	生産目標	期待径級 (cm)
千代川森林 計画区一円	ス ギ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	ヒノキ	心持ち柱材	18
		一般建築材	26
		造 作 材	34
	マ ツ	一 般 材	18
		梁 桁 材	28

イ 択伐

(ア) 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は群状を単位として、伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。

(イ) 森林の有する生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な繰り返し期間とし伐採率は 30% 以下（伐採後の造林が人工植栽による場合にあっては 40% 以下）を基準とすること。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画において定められ、制限林の伐採規制等に用いられるものである。ただし、標準伐期齢に達した時点で森林の伐採を義務付けるものではない。

具体的には、市町村の区域内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。

なお、長伐期施業を行う場合の伐採林齢は、標準伐期齢の 2 倍程度以上を目安とすること。

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針	クヌギ コナラ	その他広
千代川森林計画区一円	40年	45年	35年	45年	10年	20年

(3) その他必要な事項

ア 主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢の指針

主伐を見合わせるべき立木の樹種別の年齢は、生育途上にある立木が当該年齢に達するまでは主伐を見合わせるにより、森林生産力の有効な利用を図るための指標であり、制限林で伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限を受けている森林以外の森林に適用されるが、市町村内の主要樹種について、森林生産力の阻害を防止する観点から、連年成長量が最大となる年齢を基準として、原則として5の倍数をもって定めるものとする。

本計画区の主要樹種については、概ね下表のとおりであることから、この林齢を基礎とし、市町村内の主要樹種について定めるものとする。

地 区	樹 種			
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他針
千代川森林計画区	20年	25年	20年	25年

イ 老齢林であるなどの理由により伐採を促進すべき林分の指針

制限林、特用林、自家用林、試験研究の目的に供している森林以外で、老齢林等のため風害、病虫害等の被害を受けているもの又は受けやすいものであって、地理的条件からみて伐採が容易なものについて定めるものとする。

2 造林に関する事項

花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

なお、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次に掲げる指針の事項について、人工造林を行う際の規範として定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林をすべき樹種は、市町村の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類等の針葉樹及び有用な広葉樹の中から最も適合する樹種を定めるものとする。

なお、苗木の選定に当たっては、特定苗木などの成長や形質に優れた苗木や花粉の少ない苗木の導入に努めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数と乖離して植栽しようとする場合は、県の林業普及改良指導員又は市町村の林務担当部局等に相談の上、適当な植栽本数を判断するものとする。

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本/ha）
スギ ヒノキ マ ツ	中仕立て	3, 0 0 0
	疎仕立て	1, 5 0 0

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地拵えの方法

植え付けの障害となる雑草木、ササ類等の刈り払い及び伐採木の末木枝条を取り除き、苗木の植え付けを容易にする。

急傾斜地においては、伐採木の株を利用して末木枝条で棚積みを行い、雪崩や山地崩壊の防止を図る。

b 植付け方法

苗木の生長活動の盛んな時期の植え付けは避け、春植えにおいては苗木の生長が始まる直前に、また秋植えにおいては苗木の生長が終わる頃に行う。

気候その他の自然条件、既往の植え付け方法等を勘案して定めるとともに、適期に植付けるものとする。なお、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

c 樹下植栽の標準的方法

複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、「人工造林の植栽本数」において定めた本数に下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽すること。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにあつては伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。この場合、下刈等の保育作業の省力化のため、コンテナ苗等の活用を図り、育林コストの低減に努めるものとする。ただし、択伐により広葉樹林化、針広混交林化等の多様な森林へ誘導する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを目安として、天然力を活用した更新を推進する。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により的確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、天然更新の期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然更新の完了を確認する方法等については、「天然更新完了基準」（平成19年6月18日付第200700047753号鳥取県農林水産部林政課長通知）を用いるものとする。

また、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次に掲げる指針の事項について、天然更新を行う際の規範として定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、市町村の区域内の自然条件や社会的な要請等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ類、クリ、クヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤマザクラ、トチノキ、モミジ・カエデ類等その他高木性の樹種を主体として、的確な更新が図られる樹種を定めるものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 天然下種更新

笹や粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所では、末木枝条類の除去又はかき起こしを行うこと。発生した稚樹の生育を促進するための刈り出しを行うほか、更新の不十分な箇所には植込みを行うこととする。

(イ) ぼう芽更新

ぼう芽の優劣が明らかとなる3・4年目ごろに、根又は地際部から発生しているぼう芽を1株当たりの仕立て本数3～4本を目安として、ぼう芽整理を行うこととする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものは、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、早期に更新を図るものとし、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに更新の完了基準に基づき、県又は市町村による更新状況の確認を受けるものとする。更新補助作業が必要な場合、森林所有者等は芽掻き、刈出し、補植等を行い確実な更新が図られるよう努めることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な幼稚樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等を勘案して、天然更新が期待できない森林については、市町村森林整備計画においてその基準及び所在を定め、的確な更新を確保することとする。

なお、人工林については原則として伐採後は植栽による更新を行うものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし

3 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次に掲げる指針の事項について、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育を行う際の規範として定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、原則として、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉し（樹冠粗密度が10分の8以上になること）、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、材積にかかる伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠粗密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

森林の立木における生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における間伐の方法を勘案して、立木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めること。

間伐の繰り返し期間、間伐率の設定に当たっては、人工林の齢級構成、直近の間伐の実施状況を考慮し、保育間伐の遅れが著しい森林に対しては、気象災害に十分注意すること。

高齢級間伐（7齢級以上の間伐）について、既往の長伐期施業（大径材）だけでなく、保育の遅れた森林について、積極的に導入するよう定めること。

また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。

樹 種	施業体系	間 伐 時 期 （年）				間伐の方法
		初 回	2 回目	3 回目	4 回目	
ス ギ	大径材	15 ～ 20	25 ～ 30	35 ～ 45	50 ～ 60	原則としてスギ林分密度管理図を利用する
	一般材	15 ～ 20	25 ～ 35			
ヒノキ	大径材	15 ～ 20	25 ～ 30	40 ～ 50	60 ～ 70	原則としてヒノキ林分密度管理図を利用する
	一般材	15 ～ 20	25 ～ 35			

（注）ヒノキの疎仕立ての場合は、初回間伐を省略することができる。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木における生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往における保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

樹 種	保育の 種 類	実 施 年 齢																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16～20	21～25	26～30
ス ギ ヒノキ	下刈り	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△								
	つる切							←	△	→		←	△	→					
	除 伐									←	○	→			←	△	→		
	髷こし	←					△									→			
	枝打ち											←		○		→	←	△	→

(注) △は必要に応じて実行する。

下刈りの実施時期については、樹種の生育状況や植生の種類、植生高により判断するものとし、状況に応じて下刈りの回数を削減、実施期間の短縮ができるものとする。

市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

(3) その他必要な事項

該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法について、第2の1の(1)「森林の整備及び保全の目標」及び(2)「森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、市町村森林整備計画において定める事項の指針を定めるものとする。この際、保安林などの法令、森林の自然条件、社会的条件、森林の機能の評価区分(「森林の機能別調査実施要領の策定について」(昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知)に基づく評価区分をいう。)、森林の機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案すること。

ア 区域の設定の基準

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、次に示す基準を原則とする。

ただし、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、水源涵養維持増進森林という。)

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林という。)

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能が高い森林。

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(以下、快適環境機能維持増進森林という。)

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や県民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林。

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、保健機能維持増進森林という。）

保健保安林、風致保安林、都市緑化法に規定する緑地保全地域、及び特別緑地保全地区、都市公園法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係わる森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、保健文化機能の評価区分が高い森林。

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐期の延長を推進すべき森林として、主伐の時期を標準伐期齢に10年を足した林齢以上とし、皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小し、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

(イ) 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林、快適環境機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

これらの森林の有する公益的機能の維持増進を特に図る必要がある場合には、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、保健機能維持増進森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進することとする。特定広葉樹は、郷土樹種を主体として、地域独自の景観及び多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定し、伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、又はその状態を維持するための伐採を行うものとする。天然更新に必要な母樹がない森林など植栽によらなければ特定広葉樹の立木の生育を確保することが困難な森林の主伐跡地には、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また、天然更新が見込まれる場合においても、特定広葉樹の更新を確保するため、必要に応じ、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うものとする。特定広葉樹の生育に必要な芽かき、下刈り、除伐等の保育を実施することとし、特に、竹の侵入により特定広葉樹の生育が妨げられている森林については、継続的な竹の除去を行うものとする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図る区域とする。また、このうち施業の効率性が特に高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めることとする。

この際、区域内において公益的機能別施業森林と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとする。

イ 施業の方法に関する指針

木材等林産物を継続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、

路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。また、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」においては、人工林の伐採後は原則植栽による更新を行うこととする。

(3) その他必要な事項

該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

また、林道整備の目的等を踏まえ、森林・林業及び林道整備の特性、現場条件等を勘案して、構造・規格等を決定するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて整備（路網改良を含む。）を推進することとする。

基幹路網の現状

(単位 延長：km)

区分	路線数	延長
基幹路網	351	642.71
うち林業専用道	1	1.18

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

(単位 m/ha)

区分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0° ～15°)	車両系 作業システム	110 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	85 以上	25 以上
	架線系 作業システム	25 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	60 (50) 以上	15 以上
	架線系 作業システム	20 (15) 以上	15 以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5 以上	5 以上

(注) 「急傾斜地の」〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

市町村森林整備計画において、(2)を踏まえ、林班ごとに傾斜、地質、路網整備の状況等を勘案し、木材生産機能、人工林の分布状況から判断し、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を設定する。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日林野道第 107 号林野庁長官通達）、鳥取県林業専用道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000207814 号農林水産部長通知）及び鳥取県森林作業道作設指針（平成 23 年 3 月 31 日第 201000193342 号）に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法

ア 林産物の搬出方法

持続的な林業の確立、山地災害リスクの回避の観点から、立木の伐採・搬出及びそれに伴う集材路・土場の作設の際には、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付 2 林整第 1157 号林野庁長官通知）、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」及び「主伐と更新等に関する手引」（令和元年 6 月 21 日付第 201900081662 号鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長通知）を踏まえ、現場条件等を勘案した搬出方法を定めることとする。

イ 更新を確保するための搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

森林施業を適切に行っていない森林所有者が多い地域にあつては、林業事業体や森林組合等による経営の受委託を促進する。この際、施業内容やコストを提案し、施業意欲を喚起するよう努めるものとする。また、特に、不在村森林所有者の多い地域では、当該所有者に対する普及・啓発活動を強化し、森林経営委託の推進に努める。

また、森林クラウドの活用や林地台帳、地籍調査との連携により、森林境界の明確化を進め、所有者情報や施業履歴などの森林情報を整備・管理するとともに、施業の集約化に取り組む者に対する施業の受委託等に必要な情報の提供及び公開に努めることにより、県内の動向を把握し、森林経営の規模の拡大を図ることとする。

さらに、これらの取組に加え、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林について意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

イ 森林施業の共同化に関する方針

流域内の森林で、団地的まとまりのある地域については、県、市町村、森林組合等の林業事業体が連携して森林施業の団地化の普及啓発活動を行い、周知を図るとともに、森林組合等の事業体による森林所有者等の合意形成活動と施業提案活動を推進する。併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林業労働力確保の方針

新規就労者の雇用促進及び労働条件の改善と、安定的な木材供給を支える生産管理能力の向上、持続的な森林経営に関する高度な知識の習得、熟年労働者の技術の若年労働者等への伝承、新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等、質及び量の両面における取組が重要であり、また、林業労働者のみならず、林家の後継者等として新たに林業に従事する者についても林業の担い手として確保していく必要がある。

今後、事業主は現状の立ち後れた雇用管理を早急に改善すると共に事業量の安定的確保、高性能林業機械の導入及びその活用のための作業道の整備等による事業の合理化を進め、魅力ある職場として林業労働力の受け皿となっていくことが必要である。

このため、林業労働力確保支援センター（公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団）を中核とし、林業関係者の協力・連携を得ながら鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画に示す林業労働力の確保の目標に向けて、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組む意欲と能力のある事業主がたてる改善計画を知事が認定し、認定をうけた事業主に対して効果的に支援措置を実施し、林業労働力の確保を図ることとするものと鳥取県林業労働力の確保に関する基本計画で支援方針を定めたところである。

イ 林業従事者の確保・育成

林業従事者の確保・育成のためには、林業事業体の経営体質の改善・強化による安定的な雇用の継続を前提に、県内で年間 50 名程度の新規就労者の確保に努めることとし、それに対して県と国では支援措置を実施している。国では平成 15 年度から「緑の雇用担い手育成対策事業」、平成 23 年度から「緑の雇用」現場技能者育成対策事業を、県では平成 21 年度から「鳥取県版緑の雇用支援事業」を実施し、新規就労者の段階的な技術・技能の習得研修等を実施する林業事業体及び自伐林家に対して支援を行っているほか、「鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業」により技術・技能の向上、労働安全衛生環境の整備等を支援し、林業事業体及び新規参入事業体の育成を推進しているところである。

さらに、若者等の新規参入を困難にしている一因である労働災害の防止を図るため、リスクアセスメントを通じた作業方法の改善、チェーンソー防護衣等の着用の徹底や「とっとり森林緊急通報カード」の運用などの安全衛生教育の実施等を推進する。

ウ 林業経営基盤の強化

主たる林業事業体である森林組合については、組織の経営基盤の強化等を図るとともに、生産管理手法の導入や安定的な事業量の確保、生産性の向上等の事業の合理化を促進すること等により、林業経営基盤の強化に努めることとする。

（３）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能機械の導入促進

森林施業の効率化や労働災害の減少を図るため、林業機械の普及宣伝、機械の共同利用等により、高性能林業機械の導入を促進するとともに、林地の傾斜等自然条件、路網の整備状況、事業量のまとまり等地域の特性に応じた作業システムの確立・普及及び林業機械の稼働率向上、林業機械オペレーターの養成を計画的に推進する。

また、林業機械の導入に不可欠である林道、作業道等の整備を積極的に推進するとともに、機械の共同利用組織の活用、林業機械の利用体制の整備等に取り組む。

イ 機械化作業システム

森林の地形、経営形態等地域の特性に応じた指向すべき機械作業システムは次の中から適宜選択する。また、間伐の実施や複層林への誘導に必要な非皆伐施業に対応した作業システムの導入及びその普及定着を推進する。

区 分	機械作業システム	主 要 機 械
専業型・緩斜地	高性能大型車両系	ハーベスタ、フォワーダ・タイプ
専業型・傾斜地	高性能大型架線系	タワーヤーダ、プロセッサ・タイプ
兼業型・緩斜地	簡易小型車両系	プロセッサ、小型フォワーダ・タイプ
兼業型・傾斜地	簡易小型架線系	小型タワーヤーダ、プロセッサ・タイプ

（４）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

流域内の林業生産活動を活発化し、地域材の産地化形成を図るために、流域を単位として計画的な木材生産を推進し、需要に応じた安定的な原木供給により森林所有者等と木材加工業者等との間で木材の安定的な需給関係を確立するとともに、成熟しつつある地域材の有効活用を図るため、原木の流通から高次加

工に至る一貫した体制の整備を図る。

また、合法伐採木材の流通促進の観点から、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

ア 木材流通の合理化

森林組合や木材加工業者等、木材生産から加工・流通に至る関係者が一体となって、流域を単位とした計画的な木材生産及び流通の合理化に努める。特に、プレカット材の普及等、木材の需要構造の変化に対応するため、乾燥施設の整備を進める必要がある。

原木の流通拠点である原木市場は県内3か所のうち、当計画区には1か所あるが、今後、原木の安定供給を図るにあたり、設備の高度化や原木市場のあり方について検討を進めるなど、市場の多様化、機能強化に努めるとともに、中間土場を活用して林業事業体等が直接加工工場に原木を納品する直納方式の普及等、流通コストの低減に取り組むことにより木材流通の合理化を図る。

イ 木材加工の合理化

県産材加工の低コスト化及び高付加価値化を図るため、量産工場への原木の大量・安定供給を促進するとともに、間伐材、スギ等一般材の生産増加が見込まれる本地域にあっては、小中径木を材料とする新製品の開発・起業化を促進する必要がある。

また、これらの量産工場及び高次加工工場が有機的に配置され、本地域における加工工場の集積のメリットが生かされるよう、木材団地等の機能強化に努める。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また、川上から川下まで一体となって合理的な木材の生産・流通システムの確立を図るため、地域材の産地化形成の推進方策などについて地域の関係者の合意形成に努めるものとする。また、製品・加工に対する市場のニーズの把握、供給の安定化、品質の向上を図るなど利用者の視点に立った新たな県産材の活用を検討する。

(5) その他必要な事項

県外からのIJUターン者の確保のため、相談会の開催、林業体験研修の実施に努めてミスマッチの低減と、就業後の研修支援を促進し、また、林業事業体に対しては住居の斡旋等に努め、県や市町村等との連携により支援を行うものとする。

また、流域を単位とした森林整備の推進と、林業・木材産業の活性化を図るため、上下流の自治体等の協力による森林整備及び一般県民等の森林・林業に対する理解やボランティア活動を通じた森林整備が重要となるので、流域関係者による協議・合意に基づき、上下流協力による森林整備の推進に努めるものとする。

さらに、企業・県・市町村の三者による「とっとり共生の森」森林保全・管理協定に基づき、企業が行う森林保全活動や「森林の癒し」を活用する森林セラピー、教育のフィールドとして森林を活用する「森のようちえん」など、森林の新たな活用を推進する。

7 その他必要な事項

森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育等の施業の実施に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道等や集落からの距離といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。加えて、野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行うこととする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他林地の保全に特に留意すべき森林の地区

(単位 面積：ha)

種類	所 在		面 積	留 意 す べ き 事 項
	市町村名	地 区		
水源の涵養上林地の保全に特に留意すべき森林	総 数		70,387	これらの地区は、水資源の涵養や干害防備を目的として指定されている保安林や水源涵養機能が「Ⅰ」で示されている森林で一体的に当該機能の向上を図るべき区域である。 その指定目的を十分考慮して、森林の適正な管理及び適正な施業の実施により林地の保全を図るほか、林地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意するものとする。
	市町村別内訳	鳥取市	20林班 他	
		岩美町	3林班 他	
		八頭町	19林班 他	
		若桜町	106林班 他	
		智頭町	102林班 他	
土砂の流出・崩壊防備上林地の保全に特に留意すべき森林	総 数		8,769	これらの地区は、土砂流出防備、土砂崩壊防備、雪崩防止、落石防止等を目的として指定されている保安林・保安施設地区、砂防指定地や山地災害防止機能が「Ⅰ」で示されている森林で一体的に当該機能の向上を図るべき区域である。 その指定目的を十分考慮して、森林の適正な管理及び適切な施業の実施により、林地の保全を図るほか、林地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意するものとする。
	市町村別内訳	鳥取市	1林班 他	
		岩美町	1林班 他	
		八頭町	1林班 他	
		若桜町	101林班 他	
		智頭町	101林班 他	

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全に関する事項の中で定められた地区における土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分留意することとし、土地の形質変更の態様、地形、地質等の条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土砂の切り取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図るとともに、必要に応じて法面保護のため法面緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を設けることとし、その他の土地の形質の変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

また、太陽光発電施設を設置する際には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げ等の改正がされた開発行為の許可基準の適切な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮する。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用する。

(4) その他必要な事項

該当なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

ア 保安林の指定

保安林の指定は、その森林の所在場所その他の自然条件等が受益対象と密接な関係にあり、森林法第25条第1項第1号から第11号までの目的を達成するために森林の機能を発揮させることが必要であると認められた場合に行うものとする。

なお、以下のとおり保安林の指定に重点を置いて、保安林の指定を計画的に推進することとする。

(ア) 水源かん養保安林

良質な飲用水等の安定的な確保に対する県民の要請に対応するため、利水施設の上流に位置する森林や既存保安林に接続又は介在している森林

(イ) 土砂流出防備及び土砂崩壊防備保安林

災害発生の危険性が高まっている地域や道路、鉄道その他の公共施設等保全対象が所在する地域における森林

(ウ) 保健保安林等

環境保全意識の高まりの中で、身近な緑の保全等に対する県民の要請に対応するため、県民のレクリエーション等の保健、休養の場として利用しやすい身近な森林

イ 保安林の指定の解除

保安林の指定の解除は、指定後における保全対象の状況及び指定目的に即した機能の確保状況等の変化からみて、指定の理由が消滅していると認められる場合には森林法第26条第1項の「指定理由の消滅」、公益上の理由により必要が生じた場合には、同条第2項の「公益上の理由」に基づき行うものとする。

ウ 保安林の指定施業要件の整備

保安林を巡る状況の変化等に対応し、必要に応じて指定施業要件（伐採の方法、伐採の限度に係るもの、植栽に係るもの）を見直すこととする。

エ 保安林の管理

保安林の有する公益的機能を十分に発揮させるため、指定目的に即した保安林の配備を計画的に推進するとともに、保安林の適正な管理を確保するため、森林所有者、地域住民、市町村等の理解・協力を得ながら、造林、保育、伐採その他の施業を適切に実施するものとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安林の指定目的のうち、森林法第25条第1項1～7号の目的を達成するため、森林の造成若しくは維持に必要な事業（保安施設事業）を行う必要がある場合には、森林、原野その他の土地を森林法第41条に基づく保安施設地区の指定を行い、保安施設事業の円滑な実施を図るものとする。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保の観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まってきていることを踏まえ、山地災害による被害の軽減や拡大を防止する考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽及び本数調整伐等の保安林の整備並びに溪間工、山腹工及び地すべり防止工等の治山施設の整備を、流域特性等に応じた形で計画的に推進することとする。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に務めることとする。

また、流域保全の観点から関係機関が連携した取組や地域における事業実施等の効果的な対策を講ずる。その際、既存施設の有効活用を含む総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種による緑化や生物多様性の保全に努める。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満た

す森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、第2の1の(1)「森林の整備及び保全の目標」及び(2)「森林の整備及び保全の基本方針」に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図るものとする。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとする。

(5) その他必要な事項

該当なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

野生鳥獣、特にニホンジカによる森林被害については、近年増加傾向にある。被害としては、植栽したスギ、ヒノキや広葉樹の幼木の枝葉への食害、幹や根元部の樹皮の剥皮や摂食による若齢木や壮齢木の枯死及び商品価値の低下等の林業被害のほか、ササ等の下層植生の食害等の森林生態系への被害も発生している。

このため、次のとおりニホンジカ等による鳥獣害の防止に関する事項の方針を示す。

なお、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法は、本方針に基づき、市町村森林整備計画において定めることとする。

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害を防止するために効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進することとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めることとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ることとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の早期発見及び早期駆除に努めることとする。

特に松くい虫による被害についての的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を図ることとする。防除実施計画については、森林病虫害等防除法に規定する諸計画等による。

また、ナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術導入も含めた適切な防除方法を検討し、被害のまん延防止を図ることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針(3に掲げる事項を除く。)

3(1)アで定めた対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携を図りつつ、生息状況や森林被害のモニタリングを実施し、生息・被害実態の把握に努め、その結果を踏まえて、行政機関、森林組合

及び森林所有者等が連携して、個体数の管理や被害防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、放置された里山や竹林は、野生鳥獣の緩衝帯としての機能を失い、イノシシやツキノワグマ等の集落への出没や農業被害を誘発させているため、森林内の刈り払いや除伐等を行うことにより、緩衝帯としての機能を回復させ、野生鳥獣が出没しにくい環境づくりに努めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

レクリエーション等による森林の利用が増大する中で、林内への入込者が多い地域を重点に、火災予防等に関する啓発のための看板を設置する。また、森林保全巡視指導員等により巡視を実施し、火災予防の啓発指導をはじめ、保安林の巡視、違法行為の発見と指導、病害獣害その他災害の発見等に努めるものとする。森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従って行うこととする。

(4) その他必要な事項

該当無し

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

特に、優れた自然美を構成している森林など保健機能の高い森林のうち、多くの地域住民が森林レクリエーションの場として活用している森林、又は今後、キャンプ場等の施設整備が予定され、周辺の休養施設と一体となって、入り込み数の増大が見込まれる森林については、積極的に保健機能森林として整備するものとする。

2 その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設設置に伴う森林の有する水資源の涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、特定広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高））を定めるものとする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に配慮して行うものとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

(単位 材積 : 1,000m³)

(単位: 材積: 1,000㎥)

区分		総 数			主 伐			間 伐		
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数		2, 321	2, 259	62	1, 347	1, 285	62	974	974	-
	前半 5 ヲ年の 計画量	1, 120	1, 093	27	588	561	27	532	532	-
市 町 村	鳥取市	1, 029	994	35	506	471	35	523	523	-
	岩美町	123	113	10	66	56	10	57	57	-
	八頭町	404	396	8	200	192	8	204	204	-
	若桜町	314	308	6	224	218	6	90	90	-
	智頭町	451	448	3	351	348	3	100	100	-

2 間伐面積

(単位 面積 : ha)

区分		間伐面積
総数		16, 293
	前半 5 カ年の 計画量	8, 899
市 町 村	鳥取市	8, 952
	岩美町	1, 031
	八頭町	3, 372
	若桜町	1, 229
	智頭町	1, 709

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

(単位 面積 : ha)

区分		人工造林	天然更新
総数		4, 498	1, 028
	前半 5 ヲ年の 計画量	1, 976	447
市 町 村	鳥取市	1, 765	531
	岩美町	206	137
	八頭町	646	157
	若桜町	699	130
	智頭町	1, 182	73

4 林道の開設及び拡張に関する計画

開設	種類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	(延長及び箇所数)		(利用区 域面積)	前半5カ 年の 計画箇所	備考
開設/拡張	種類	区分	位置(市町村)	路線名	延長	箇所数	利用区域面積(ha)	前半5カ	備考
開設	自動車道	林道	鳥取市	竈山	1,000m	1箇所	1,734ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	智頭町	竈山	1,000m	1箇所	1,734ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	鳥取市	河内鬼入道	1,800m	1箇所	1,070ha		森林基幹道
開設	自動車道	林道	鳥取市	桑原河内	530m	1箇所	1,126ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	若桜町	根安春米	2,000m	1箇所	1,321ha		森林基幹道
開設	自動車道	林道	若桜町	若桜・江府	800m	1箇所	1,877ha		森林基幹道
開設	自動車道	林道	智頭町	若桜・江府	800m	1箇所	1,877ha		森林基幹道
開設	自動車道	林道	智頭町	因美	3,000m	1箇所	645ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	智頭町	中ノ津	1,593m	1箇所	2,480ha	○	森林基幹道
開設	自動車道	林道	鳥取市	宇津ノ谷	700m	1箇所	120ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	馬込	2,400m	1箇所	157ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	扇山	600m	1箇所	681ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大石	2,100m	1箇所	251ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大茅山	1,900m	1箇所	151ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大段	400m	1箇所	29ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	大平	400m	1箇所	33ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	釜ヶ谷	600m	1箇所	68ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	神護稲葉山	3,800m	1箇所	105ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	河本	200m	1箇所	22ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	木合谷	400m	1箇所	64ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	口木戸	300m	1箇所	70ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	黒見谷	200m	1箇所	113ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	桜谷	900m	1箇所	70ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	高谷	400m	1箇所	152ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	宝殿木原	900m	1箇所	338ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	別府家奥	600m	1箇所	134ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	ホウニン	400m	1箇所	42ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	万蔵谷	700m	1箇所	178ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	三滝	1,000m	1箇所	728ha	○	森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	南平	200m	1箇所	54ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	本谷	700m	1箇所	205ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	箭溪	1,500m	1箇所	49ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	多鯨ヶ池	800m	1箇所	49ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	美敷高岡	2,000m	1箇所	138ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	鳥取市	睦小屋	200m	1箇所	229ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	麻生谷	800m	1箇所	119ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	空山	400m	1箇所	104ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	伊呂宇山	500m	1箇所	483ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	園	400m	1箇所	11ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	茂谷	400m	1箇所	35ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	下野本谷	500m	1箇所	88ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	大樹寺谷	400m	1箇所	43ha		森林管理道

開設	自動車道	林道	八頭町	滝谷	500m - 1箇所	55ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	嶽谷	2,400m - 1箇所	307ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	嶽山	1,600m - 1箇所	554ha	○	森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	遠見山	2,100m - 1箇所	608ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	遠見山支	400m - 1箇所	147ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	猫山	6,800m - 1箇所	949ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	橋本大江	500m - 1箇所	193ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	広留野	500m - 1箇所	247ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	別府本谷	400m - 1箇所	78ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	安井志谷	500m - 1箇所	283ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	山ノ神谷	1,200m - 1箇所	288ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	用呂	500m - 1箇所	151ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	八頭町	喜和井谷	500m - 1箇所	71ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	イワラ	700m - 1箇所	54ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	江浪峠	3,900m - 1箇所	70ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	落込	400m - 1箇所	84ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	オノ木谷	400m - 1箇所	68ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	城山2号	900m - 1箇所	86ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	田ノ原	500m - 1箇所	38ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	長砂	500m - 1箇所	29ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	弁天谷	400m - 1箇所	83ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	ヘンブ横尾	500m - 1箇所	511ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	諸鹿角谷	3,200m - 1箇所	909ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	諸鹿屋堂羅	650m - 1箇所	641ha	○	森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	屋堂羅	1,000m - 1箇所	417ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	若桜町	横住	400m - 1箇所	71ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	赤瀬	200m - 1箇所	46ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	大背	300m - 1箇所	45ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	大谷	800m - 1箇所	210ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	坂ノ谷	300m - 1箇所	52ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	十日市	300m - 1箇所	115ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	乳尾	700m - 1箇所	186ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	ツヅラ原	300m - 1箇所	64ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	荷尾谷	700m - 1箇所	87ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	西宇塚観音寺	7,500m - 1箇所	513ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	穂見山	400m - 1箇所	918ha	○	森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	南方毛谷	700m - 1箇所	62ha		森林管理道
開設	自動車道	林道	智頭町	横田	200m - 1箇所	72ha		森林管理道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	猪子線	2,800m - 1箇所	75ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	上野谷線	1,500m - 1箇所	177ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	立木線	1,250m - 1箇所	61ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	八重原線	2,000m - 1箇所	92ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	弥次郎山線	5,400m - 1箇所	77ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	山葵線	1,700m - 1箇所	49ha	○	林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	若桜町	中江	2,500m - 1箇所	152ha		林業専用道
開設	自動車道	林業専用道	智頭町	深山	5,000m - 1箇所	180ha		林業専用道
拡張	改良		鳥取市	佐谷小畑	500m - 1箇所	529ha	○	幹線
拡張	改良		若桜町	皆込	800m - 1箇所	510ha	○	幹線
拡張	改良		鳥取市	安蔵	300m - 1箇所	597ha	○	幹線

拡張	改良		鳥取市	桑原河内	1,500m - 1箇所	1,126ha		幹線
拡張	改良		鳥取市	鳥取中央	2,000m - 1箇所	1,203ha		幹線
拡張	改良		鳥取市	福地荒舟	600m - 1箇所	529ha	○	幹線
拡張	改良		鳥取市	若桜江府	2,015m - 2箇所	1,006ha	○	幹線
拡張	改良		鳥取市	河合谷	800m - 1箇所	4,346ha	○	幹線
拡張	改良		八頭町	河合谷	900m - 1箇所	4,346ha		幹線
拡張	改良		八頭町	河合谷	18m - 1箇所	4,346ha	○	幹線
拡張	改良		八頭町	大滝	1,000m - 1箇所	1,403ha		幹線
拡張	改良		八頭町	福地荒舟	900m - 1箇所	529ha		幹線
拡張	改良		若桜町	沖ノ山	1,000m - 1箇所	2,120ha	○	幹線
拡張	改良		若桜町	根安春米	500m - 1箇所	1,321ha		幹線
拡張	舗装		若桜町	根安春米	2,882m - 2箇所	1,321ha	○	幹線
拡張	改良		若桜町	大通中江	1,000m - 1箇所	3,427ha		幹線
拡張	改良		智頭町	西宇塚観音寺	500m - 1箇所	513ha		幹線
拡張	舗装		智頭町	西宇塚観音寺	1,900m - 1箇所	513ha		幹線
拡張	改良		智頭町	沖ノ山	1,000m - 1箇所	2,120ha		幹線
拡張	改良		智頭町	箆山	2,000m - 1箇所	1,743ha		幹線
拡張	舗装		智頭町	箆山	6,700m - 1箇所	1,743ha		幹線
拡張	改良		智頭町	八頭中央	2,000m - 1箇所	2,199ha		幹線
拡張	改良		鳥取市	赤井谷	400m - 1箇所	138ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	赤松谷	500m - 1箇所	77ha		その他
拡張	改良		鳥取市	板井原	600m - 1箇所	197ha		その他
拡張	改良		鳥取市	猪路谷	15m - 1箇所	70ha	○	その他
拡張	舗装		鳥取市	宇礼谷	400m - 1箇所	662ha		その他
拡張	改良		鳥取市	宇礼谷	200m - 1箇所	662ha		その他
拡張	改良		鳥取市	大谷	300m - 1箇所	98ha		その他
拡張	改良		鳥取市	大ナル	400m - 1箇所	30ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	大ナル	2,000m - 1箇所	30ha		その他
拡張	改良		鳥取市	小畑谷	8m - 1箇所	84ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	恩谷	11m - 1箇所	90ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	毛無山	600m - 1箇所	70ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	高路岩坪	100m - 1箇所	446ha	○	その他
拡張	舗装		鳥取市	高路岩坪	1,033m - 1箇所	446ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	十神	200m - 1箇所	32ha		その他
拡張	改良		鳥取市	十神	5m - 1箇所	31ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	セバ谷	300m - 1箇所	319ha		その他
拡張	改良		鳥取市	セバ谷	19m - 3箇所	319ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	天王	200m - 1箇所	73ha		その他
拡張	改良		鳥取市	堂ヶ谷	2,100m - 1箇所	273ha		その他
拡張	改良		鳥取市	中津美	7m - 1箇所	443ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	中津美支	300m - 1箇所	64ha		その他
拡張	改良		鳥取市	中山	2,000m - 1箇所	70ha		その他
拡張	改良		鳥取市	西ヶ谷	300m - 1箇所	59ha		その他
拡張	改良		鳥取市	林ノ谷	600m - 1箇所	52ha		その他
拡張	改良		鳥取市	兵円山	900m - 1箇所	71ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	兵円山	900m - 1箇所	71ha		その他
拡張	改良		鳥取市	細見	11m - 1箇所	92ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	本谷	1,100m - 1箇所	387ha		その他
拡張	改良		鳥取市	摩尼山	400m - 1箇所	79ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	摩尼山	800m - 1箇所	151ha		その他

拡張	改良		鳥取市	見打谷	200m - 1箇所	197ha		その他
拡張	改良		鳥取市	三谷	1,000m - 1箇所	51ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	三谷	1,200m - 1箇所	51ha		その他
拡張	改良		鳥取市	向井谷尾根	400m - 1箇所	98ha		その他
拡張	改良		鳥取市	山湯山	200m - 1箇所	42ha		その他
拡張	改良		鳥取市	笑道谷	200m - 1箇所	105ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	笑道谷	1,900m - 1箇所	105ha		その他
拡張	改良		鳥取市	クラリン谷	600m - 1箇所	108ha		その他
拡張	改良		鳥取市	滝谷本	200m - 1箇所	39ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	滝谷本	300m - 1箇所	39ha		その他
拡張	改良		鳥取市	板井原杉森	11m - 1箇所	202ha	○	その他
拡張	改良		鳥取市	板井原杉森	500m - 1箇所	202ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	板井原杉森	1,000m - 1箇所	202ha		その他
拡張	改良		鳥取市	万蔵谷	1,600m - 1箇所	178ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	神の谷	500m - 1箇所	38ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	天神原谷一木	1,000m - 1箇所	33ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	八葉寺	1,800m - 1箇所	82ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	山葵谷	3,100m - 1箇所	101ha		その他
拡張	舗装		鳥取市	若桑	1,000m - 1箇所	51ha		その他
拡張	改良		岩美町	本谷	6m - 1箇所	352ha		その他
拡張	改良		八頭町	中ノ谷	200m - 1箇所	448ha		その他
拡張	改良		八頭町	中ノ谷	15m - 1箇所	448ha	○	その他
拡張	改良		八頭町	安井	600m - 1箇所	141ha		その他
拡張	舗装		八頭町	安井	1,200m - 1箇所	141ha		その他
拡張	改良		八頭町	遠見山	1,500m - 1箇所	608ha		その他
拡張	舗装		八頭町	遠見山	4,000m - 1箇所	608ha		その他
拡張	改良		八頭町	奥野	3,200m - 1箇所	211ha		その他
拡張	改良		八頭町	倉谷	500m - 1箇所	32ha		その他
拡張	改良		八頭町	大余越	500m - 1箇所	67ha		その他
拡張	舗装		八頭町	大余越	400m - 1箇所	67ha		その他
拡張	改良		八頭町	栃ノ木谷	400m - 1箇所	274ha		その他
拡張	改良		八頭町	日田本谷	600m - 1箇所	187ha		その他
拡張	改良		八頭町	稗谷	800m - 1箇所	66ha		その他
拡張	舗装		八頭町	稗谷	2,100m - 1箇所	66ha		その他
拡張	改良		八頭町	茂谷	1,400m - 1箇所	118ha		その他
拡張	改良		八頭町	野佐見	800m - 1箇所	70ha		その他
拡張	舗装		八頭町	野佐見	1,300m - 1箇所	70ha		その他
拡張	改良		八頭町	嶽山	1,500m - 1箇所	554ha		その他
拡張	舗装		八頭町	嶽山	3,000m - 1箇所	554ha		その他
拡張	舗装		八頭町	磯尾	700m - 1箇所	99ha		その他
拡張	舗装		八頭町	横地越	900m - 1箇所	64ha		その他
拡張	舗装		八頭町	野町大平	2,300m - 1箇所	186ha		その他
拡張	舗装		八頭町	落岩本谷	900m - 1箇所	125ha		その他
拡張	改良		若桜町	諸鹿角谷	1,000m - 1箇所	909ha		その他
拡張	舗装		若桜町	諸鹿角谷	4,000m - 1箇所	909ha		その他
拡張	改良		若桜町	大道中江	2,000m - 1箇所	345ha		その他
拡張	改良		若桜町	アヤシ谷	200m - 1箇所	59ha		その他
拡張	舗装		若桜町	アヤシ谷	400m - 1箇所	59ha		その他
拡張	改良		若桜町	カジナミ	200m - 1箇所	159ha	○	その他

拡張	改良		若桜町	小坂谷	200m - 1箇所	155ha	○	その他
拡張	改良		若桜町	ヒレジ	200m - 1箇所	88ha	○	その他
拡張	改良		若桜町	西谷	200m - 1箇所	368ha	○	その他
拡張	改良		若桜町	大岩谷	600m - 1箇所	211ha		その他
拡張	舗装		若桜町	大岩谷	1,000m - 1箇所	211ha		その他
拡張	舗装		若桜町	大宝	1,000m - 1箇所	386ha		その他
拡張	改良		智頭町	大井谷	100m - 1箇所	936ha	○	その他
拡張	改良		智頭町	小谷	100m - 1箇所	79ha	○	その他
拡張	改良		智頭町	流れ谷	100m - 1箇所	99ha	○	その他
拡張	改良		智頭町	和谷	100m - 1箇所	148ha	○	その他
拡張	改良		智頭町	坂ノ元	200m - 1箇所	55ha		その他
拡張	改良		智頭町	芦津	800m - 1箇所	81ha		その他
拡張	改良		智頭町	宇波竹之下	2,400m - 1箇所	69ha		その他
拡張	改良		智頭町	清見	300m - 1箇所	103ha		その他
拡張	舗装		智頭町	清見	1,000m - 1箇所	103ha		その他
拡張	改良		智頭町	大谷	100m - 1箇所	210ha	○	その他
拡張	改良		智頭町	滝谷	300m - 1箇所	93ha		その他
拡張	舗装		智頭町	滝谷	900m - 1箇所	93ha		その他
拡張	改良		智頭町	長瀬	100m - 1箇所	161ha	○	その他
拡張	改良		智頭町	板井原	200m - 1箇所	197ha		その他
拡張	舗装		智頭町	板井原	1,000m - 1箇所	197ha		その他
拡張	改良		智頭町	本谷	300m - 3箇所	226ha	○	その他
開設	自動車道	林道	智頭町	新見線(仮称)	4,300m - 1箇所	131ha	○	その他
拡張	改良		智頭町	小又	2,696m - 1箇所	88ha	○	その他
拡張	舗装		智頭町	小又	2,696m - 1箇所	88ha	○	その他
拡張	舗装		智頭町	沖ノ山	21,709m - 1箇所	3,647ha	○	幹線

開設/拡張	種類	区分	市町村	備考	延長(m)	箇所数（箇所）	
開設	自動車道	林業専用道	鳥取市	林業専用道	14,650	6	
			岩美町	林業専用道	0	0	
			若桜町	林業専用道	2,500	1	
			智頭町	林業専用道	5,000	1	
			八頭町	林業専用道	0	0	
			小計		22,150	8	
		林道	鳥取市	森林管理道	24,300	26	
				森林基幹道	3,330	3	
			岩美町	森林管理道	0	0	
				森林基幹道	0	0	
			若桜町	森林管理道	13,450	13	
				森林基幹道	2,800	2	
			智頭町	森林管理道	16,700	13	
				森林基幹道	6,393	4	
			八頭町	森林管理道	21,300	20	
				森林基幹道	0	0	
			小計		88,273	81	
			開設 計				110,423
	拡張	改良		鳥取市	幹線	7,715	8
その他					16,487	38	
岩美町				幹線	0	0	
				その他	6	1	
若桜町				幹線	3,300	4	
				その他	4,600	8	
智頭町				幹線	5,500	4	
				その他	7,796	16	
八頭町				幹線	2,818	4	
				その他	12,015	13	
小計				60,237	96		
舗装				鳥取市	幹線	0	0
					その他	16,933	14
				岩美町	幹線	0	0
			その他		0	0	
			若桜町	幹線	2,882	2	
				その他	6,400	4	
			智頭町	幹線	30,309	3	
				その他	5,596	4	
			八頭町	幹線	0	0	
その他				16,800	10		
小計			78,920	37			
拡張 計				139,157	133		
開設/拡張 計				249,580	222		

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

ア 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

(単位 面積 : ha)

保安林の種類	面積	前半5カ年の計画	備考
総数(実面積)	52,523	52,169	
水源かん養のための保安林	45,075	44,759	
災害防備のための保安林	5,924	5,891	
保健、風致の保存等のための保安林	1,524	1,519	

イ 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

(単位 面積 : ha)

指定 解除別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		前半5カ年の計画面積		
指定	総数			1,200	600	洪水緩和並びに水資源確保のため	
	水源かん養保安林	総数		1,100	550		
		鳥取市	鹿野町河内ほか	500	250		
		岩美町	黒谷ほか	100	50		
		八頭町	麻生田ほか	200	100		
		若桜町	糸白見ほか	200	100		
		智頭町	惣地ほか	100	50		
	土砂流出防備保安林	総数		50	25	土砂の流出の防止のため	
		鳥取市	鹿野町河内ほか	10	5		
		岩美町	黒谷ほか	10	5		
		八頭町	麻生田ほか	10	5		
		若桜町	糸白見ほか	10	5		
		智頭町	惣地ほか	10	5		
	土砂崩壊防備保安林	総数		50	25	土砂の崩壊の防止のため	
		鳥取市	鹿野町河内ほか	10	5		
		岩美町	黒谷ほか	10	5		
		八頭町	麻生田ほか	10	5		
		若桜町	糸白見ほか	10	5		
		智頭町	惣地ほか	10	5		

(単位 面積: ha)

指定 解除別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由	備考
		市町村	区域		前半5カ年の計画面積		
解除		総数		63	43	自然現象等により保安林が破壊され、森林に復旧することが困難なため。また指定の錯誤（保安林の指定以前に森林以外の用途として使用していたもの）によるもの。	
	水源かん養保安林	総数		8	8		
		岩美町	大坂ほか	3	3		
		智頭町	芦津ほか	3	3		
		智頭町	大呂ほか	1	1		
		八頭町	大江ほか	1	1		
	土砂流出防備保安林	総数		1	1	自然現象等により保安林が破壊され、森林に復旧することが困難なため。	
		鳥取市	青谷町桑原	1	1		
	土砂崩壊防備保安林	総数		6	3	自然現象等により保安林が破壊され、森林に復旧することが困難なため。	
		鳥取市	気高町宿	1	1		
		鳥取市	気高町飯里	1	1		
		鳥取市	青谷町奥崎	1	1		
		鳥取市	福部町細川	2	2		
		岩美町	陸上	1	1		
	飛砂防備保安林	総数		17	14	自然現象等により保安林が破壊され、森林に復旧することが困難なため。	
		鳥取市	湖山町	8	8		
		鳥取市	湖山町西	2	2		
		鳥取市	白兔ほか	3	3		
		鳥取市	浜坂	1	1		
		鳥取市	気高町八束水	1	1		
		鳥取市	浜村ほか	1	1		
		岩美町	大谷	1	1		
	防風保安林	総数		4	1	自然現象等により保安林が破壊され、森林に復旧することが困難なため。	
		鳥取市	賀露町	1	1		
		鳥取市	気高町奥沢見	1	1		
		鳥取市	青谷町井手	2	2		
	潮害防備保安林	総数		3	3	住宅等により海岸線と分断されるなど保安林の受益対象を害するおそれがないため。	
		鳥取市	湖山町	1	1		
鳥取市		湖山町西	2	2			
魚つき保安林	総数		24	13	住宅等により海岸線と分断されるなど保安林の受益対象を害するおそれがないため。		
	鳥取市	小沢見	1	1			
	鳥取市	白兔	1	1			
	鳥取市	伏野	1	1			
	鳥取市	気高町奥沢見	2	2			
	鳥取市	気高町八束水	8	8			
	鳥取市	青谷町井手	1	1			
	鳥取市	青谷町夏泊	1	1			
	鳥取市	青谷町赤鯛	1	1			
	鳥取市	青谷町壺栗	3	3			
	岩美町	小羽尾	1	1			
	岩美町	網代	2	2			
	岩美町	陸上	2	2			

ウ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

【千代川地域森林計画（計画期間：令和4～13年度）】					単位 面積：ha
種類	施業指定要件の整備を相当とする森林の面積				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源かん養保安林			3,599	3,599	
土砂流出防備保安林				349	
土砂崩壊防備保安林				155	
飛砂防備保安林				402	
防風保安林				27	
水害防備保安林				0	
潮害防備保安林				9	
干害防備保安林				222	
なだれ防止保安林				2	
魚つき保安林				111	
保健保安林				1,526	
計	0	0	3,599	6,402	0

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

（３）実施すべき治山事業の数量

【千代川地域森林計画区（計画期間：令和4～13年度）】

（単位 地区）

森林の所在		治山工事施行地数		主な工種	備考
市町村	区域		前半5カ年の計画		
総数		63	37		
鳥取市	八葉寺 他	26	14	溪間工、山腹工	
岩美町	長郷 他	7	4	溪間工、山腹工	
八頭町	茂田 他	9	6	溪間工、山腹工	
若桜町	湯原 他	9	6	溪間工、山腹工	
智頭町	宇波 他	13	7	溪間工、山腹工	

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

法令により施業に制限を受けている森林の所在及び面積並びにその施業方法の一般的な基準は次のとおりである。ただし、これらの制限林において施業を行うに当たっては、各々の個別法に基づく許可を受けて実施するものとする。

(単位：ha)

種類	森林の所在		面積	施業方法 (伐採方法)
	市町村	区域		
水源かん養保安林	鳥取市	68 林班ほか	15,238.59	1 立木の伐採方法 (1) 主伐に係る伐採種は定めない。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、地区の水源涵養のために指定された保安林の集団の面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）に前年度の伐採許可面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達しない場合は、その残面積を加えた面積とする。ただし、1箇所当たりの皆伐面積は20ha以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5*を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	岩美町	31 林班ほか	1,624.80	
	八頭町	192 林班ほか	6,916.29	
	若桜町	106 林班ほか	7,338.76	
	智頭町	102 林班ほか	14,970.05	
	合計		46,088.49	
水源かん養保安林、土砂流出防備保安林	鳥取市	618,629,834,861 林班に係る区域	12.62	土砂流出防備保安林に同じ。
	八頭町	157 林班に係る区域	1.50	

	若桜町	131, 138, 184, 333, 367, 384 林班 に係る区 域	3. 12	
	智頭町	141, 146, 203, 304 林班 に係る区 域	12. 62	
	合計		29. 86	
水源かん養保安林、 土砂崩壊防備保 安林	鳥取市	645, 692, 748 林班に係 る区域	15. 22	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	若桜町	306, 334, 390 林班に係 る区域	4. 48	
	智頭町	144, 203, 304, 407, 411 林班に係 る区域	10. 71	
	合計		30. 41	
水源かん養保安林、 干害防止保安林	鳥取市	839, 840 林班 に係る区 域	43. 39	水源かん養保安林に同じ。
	合計		43. 39	
水源かん養保安林、 なだれ防止保安 林	若桜町	143 林班に係 る区域	0. 67	なだれ防止保安林に同じ。
	八頭町	232 林班に係 る区域	2. 11	
	智頭町	189, 190, 346 林班に係 る区域	8. 00	
	合計		10. 78	
水源かん養保安林、 保健保安林	鳥取市	146 林班ほか	744. 89	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	岩美町	147 林班ほか	22. 97	
	八頭町	120 林班ほか	15. 81	
	智頭町	168 林班ほか	385. 40	

	合計		1,169.07	
水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域の森林、鳥獣保護特別保護地区内の森林	智頭町	62, 63, 65 林班に係る区域	49.04	水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第1種特別地域内の森林に同じ。
	合計		49.04	
水源かん養保安林、保健保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	鳥取市	319, 393-395 林班に係る区域	90.86	1 立木の伐採の方法 (1) 第2種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (5) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 (6) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。ただし、樹冠疎密度10分の3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上経過しな
	智頭町		83.30	
	合計		174.16	

				ければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。 (3) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5※を超えず、かつ、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
水源かん養保安林、保健保安林、国定公園第2種特別地域内の森林、鳥獣保護区特別保護地域内の森林	智頭町	169 林班に係る区域	83.30	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は原則として単木伐採法による。 (2) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (3) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (4) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 (5) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度
	合計			

				は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5※を超えず、かつ、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
水源かん養保安林、保健保安林、国定公園第3種特別地域内の森林	智頭町	179, 180, 337 ～339 林班に係る区域	229. 54	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐はに係る伐採種は定めない。 (2) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠粗密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5※を超えず、かつ、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の9以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	合計		229. 54	
水源かん養保安林、保健保安林、国定公園第3種特別地域内の森	智頭町	170 林班に係る区域	46. 21	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は原則として単木伐採法による。 (2) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定
	合計		46. 21	

林、鳥獣保護区 特別保護地区内 の森林				める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (3) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (4) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 (5) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5※を超えず、かつ、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の10以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
水源かん養保安林、 保健保安林、史 跡名勝天然記念 物地内の森林 (県)	鳥取市	567,568 林班 に係る区 域	38.48	原則として、伐採は禁止とする。
	合計		38.48	
水源かん養保安林、 砂防指定地域内 の森林	鳥取市	339,546,547, 612,614, 618,660 林班に係 る区域	110.08	原則として、水源かん養保安林に同じ。 ただし、治水上砂防の見地から支障が生 じる場合は、協議のうえ、伐採種を定め るものとする。
	八頭町	133,134,227 ～229 林 班に係る 区域	17.16	
	若桜町	131,315 林班 に係る区 域	18.02	

	智頭町	310, 417 林班 に係る区域	131. 14	
	合計		276. 40	
水源かん養保安林、 急傾斜地崩壊危 険区域内の森林	鳥取市	322 林班に係 る区域	0. 53	原則として、水源かん養保安林に同じ。 ただし、急傾斜地の崩壊を助長し又は誘 発する恐れがある場合は、協議のうえ、 伐採種を定めるものとする。
	八頭町	57, 229 林班に 係る区域	1. 01	
	智頭町	123, 206 林班 に係る区 域	1. 43	
	合計		2. 97	
水源かん養保安林、 国定公園第 1 種 特別地域内の森 林、鳥獣保護区 特別保護地域内 の森林	智頭町	166, 167 林班 に係る区 域	120. 16	水源かん養保安林、保健保安林、国立 公園第 1 種特別地域内の森林、鳥獣保 護区特別保護地区内の森林に同じ。
	合計		120. 16	
水源かん養保安林、 国定公園 2 種特 別保護地区内の 森林	鳥取市	394, 395, 397, 398 林班 に係る区 域	258. 91	1 立木の伐採の方法 (1) 第 2 種特別地域の森林の施業は、択 伐法によるものとする。ただし、風致 の維持に支障のない限り、皆伐法によ ることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、 集団施設地区及び単独施設の周辺（造 林地、要改良林分、薪炭林を除く。） は原則として単木択伐法によるものと する。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に 定める標準伐期齢に見合う年齢以上と する。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必 要と認める場合は、自然環境局長は、 伐区、樹種、林型の変更を要望するこ とができる。 (5) 特に指定した風致樹については、 保育及び保護につとめること。 (6) 間伐に係る伐採をすることができる 箇所は、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上 の箇所とする。 2 立木の伐採の限度
	岩美町	69, 072～076 林班に係 る区域	308. 79	
	智頭町	152 林班に係 る区域	95. 14	
	合計		662. 84	

				(1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。ただし、樹冠疎密度10分の3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。 (3) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5※を超えず、かつ、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
水源かん養保安林、 国定公園第3種 特別地域内の森林	鳥取市	676, 677, 689, 736~743 林班に係 る区域	574. 71	1 立木の伐採の方法 (1) 全般的な風致の維持を考慮して施行を行うものとし、主伐に係る伐採種は定めない。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 水源かん養保安林に同じ。
	八頭町	64, 65 林班に 係る区域	140. 77	
	若桜町	152, 156, 327, 336, 343~346 林班に係 る区域	58. 54	
	智頭町	171~173, 178 ~183, 33 5~337, 339 林班 に係る区 域	540. 30	
	合計		1, 314. 32	

水源かん養保安林、 国定公園第3種 特別地域内の森 林、鳥獣保護区 特別保護地区内 の森林	智頭町	170 林班に係 る区域	0.86	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は原則として単木伐採法による。 (2) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5※を超えず、かつ、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	合計		0.86	
水源かん養保安林、 特別母樹林	鳥取市	100 林班に係 る区域	0.15	原則として伐採は禁止する。ただし、その指定目的を阻害する恐れがないものとして農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の許可を受けた場合はこの限りでない。
	若桜町	158 林班に係 る区域	0.06	
	合計		0.21	
水源かん養保安林、 史跡名勝天然記 念物地内の森林 (国)	岩美町	157 林班に係 る区域	0.58	原則として伐採は禁止する。
	合計		0.58	
水源かん養保安林、 史跡名勝天然記 念物地内の森林 (国)、県自然 環境保全特別地 域内の森林 (択)	岩美町	157 林班に係 る区域	1.68	原則として伐採は禁止する。
	合計		1.68	
水源かん養保安林、 史跡名勝天然記 念物地内の森林 (県)	鳥取市	567, 568, 587 林班に係 る区域	11.94	原則として伐採は禁止する。
	若桜町	346 林班に係 る区域	0.08	

	合計		12. 02	
水源かん養保安林、 県自然環境保全 特別地域内の森 林（択）	鳥取市	654 林班に係 る区域	13. 53	1 立木の伐採の方法 主伐は択伐法による。ただし、森林の 群落構成を変える等自然環境に著しい 変化を招く恐れのない場合には、小 面積皆伐を行うことができる。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在 蓄積の 30%以内とし、薪炭林におい ては 60%以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をす ることができる立木の材積の限度 は、当該伐採年度の初日における森 林の立木材積の 10 分の 3. 5※を超 えず、かつ、その森林に係る樹冠疎 密度が 10 分の 8 を下回ったとして も、当該伐採年度の翌伐採年度の初 日から起算して、おおむね 5 年後に おいて、その森林の当該樹冠疎密度 が 10 分の 8 以上に回復することが 確実であると認められる範囲内の材 積とする。
	若桜町	157, 158 林班 に係る区 域	15. 60	
	合計		29. 13	
土砂流出防備保安林	鳥取市	13 林班ほか	2, 513. 79	1 立木の伐採の方法 (1) 原則として主伐に係る伐採種は定 めない。 (2) 主伐として伐採をすることができ る立木は、市町村森林整備計画に定 める標準伐期齢以上のものとする (3) 間伐に係る伐採をすることができ る箇所は、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採を することができる面積の限度は、地 区の土砂の流出防備のため指定され た保安林の集団の面積を更新期待樹 種の標準伐期齢で除して得た面積 （総年伐面積）に前伐採年度の伐採 許可面積が当該前伐採年度の総年伐 面積に達しない場合は、その残面積 を加えた面積とする。ただし、1 箇 所あたりの皆伐面積は 5 ヘクタール 以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採を することができる立木の材積は、当 該伐採年度の初日におけるその森林 の立木材積の 10 分の 3. 5※を超え
	岩美町	3 林班ほか	1, 384. 74	
	八頭町	1 林班ほか	352. 51	
	若桜町	106 林班ほか	384. 13	
	智頭町	103 林班ほか	277. 35	
	合計		4, 912. 52	

				ず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することとが確実であると認められる範囲内の材積とする。
土砂流出防備保安林、土砂崩壊防保安林	鳥取市	723, 858, 865 林班に係る区域	0. 65	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	岩美町	110 林班に係る区域	4. 12	
	若桜町	361 林班に係る区域	0. 72	
	智頭町	132, 134 林班に係る区域	2. 95	
	合計		8. 44	
土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、砂防指定地内の森林	鳥取市	865 林班に係る区域	0. 18	原則として、土砂崩壊防備保安林と同じ。ただし、治水上砂防の見地から支障が生じる場合は、協議の上、伐採種を定めるものとする。
	合計		0. 18	
土砂流出防備保安林、飛砂防備保安林	岩美町	101 林班に係る区域	2. 52	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		2. 52	
土砂流出防備保安林、干害防備保安林	鳥取市	834 林班に係る区域	0. 23	土砂流出防備保安林に同じ。
	合計		0. 23	
土砂流出防備保安林、魚つき保安林、急傾斜地崩壊危険区域内の森林、国立公園第 2 種特別地域内の森林	岩美町	96 林班に係る区域	0. 20	土砂流出防備保安林、国立公園第 2 種特別地域内の森林に同じ。
	合計		0. 20	
土砂流出防備保安林、魚つき保安	岩美町	96 林班に係る区域	0. 86	原則として、伐採は禁止する。

林、国立公園特別保護地域内の森林、史跡名勝天然記念物地内の森林（国）	合計		0.86	
土砂流出防備保安林、魚つき保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	岩美町	96 林班に係る区域	0.29	土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		0.29	
土砂流出防備保安林、保健保安林	鳥取市	647, 648 林班に係る区域	27.62	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	若桜町	188 林班に係る区域	15.00	
	合計		25.02	
土砂流出防備保安林、保健保安林、史跡名勝天然記念物地内の森林（県）	若桜町	188 林班に係る区域	15.00	原則として伐採は禁止する。
	合計		15.00	
土砂流出防備保安林、砂防指定地内の森林	鳥取市	305, 523, 527, 647, 662 林班に係る区域	20.46	原則として土砂流出防備保安林と同じ。ただし、治水上防砂の見地から支障が生じる場合は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	岩美町	52, 58, 77, 79 林班に係る区域	4.75	
	八頭町	236, 238 林班に係る区域	1.13	
	若桜町	106 林班に係る区域	0.14	
	智頭町	344 林班に係る区域	1.46	
	合計		27.94	
土砂流出防備保安林、砂防指定地内の森林、国定公園第3種特別	若桜町	154 林班に係る区域	0.40	原則として、土砂流出防備保安林、国定公園第3種特別地域内の森林と同じ。ただし、治水上防砂の見地から支障が生じる場合は、協議の上、伐採種
	合計		0.40	

地域内の森林				を定めるものとする。
土砂流出防備保安林、急傾斜地崩壊危険区域内の森林	鳥取市	901 林班に係る区域	0.79	原則として土砂流出防備保安林と同じ。ただし、急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発する恐れがある行為は、協議の上、伐採種を定めるものとする。
	岩美町	98 林班に係る区域	0.48	
	智頭町	103, 104 林班に係る区域	1.42	
	合計		2.69	
土砂流出防備保安林、急傾斜地崩壊危険区域内の森林、国立公園第2種特別地域内の森林	岩美町	95 林班に係る区域	0.58	原則として、土砂流出防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林と同じ。ただし、急傾斜地の崩壊を助長し又は誘発する恐れがある行為は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	合計		0.58	
土砂流出防備保安林、地すべり防止区域内の森林	鳥取市	757 林班にかかる区域	0.74	土砂流出防備保安林と同じ。
	合計		0.74	
土砂流出防備保安林、国立公園特別保護地域内の森林、史跡名勝天然記念物地内の森林（国）	岩美町	95 林班に係る区域	3.34	原則として、伐採は禁止する。
	合計		3.34	
土砂流出防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	岩美町	1, 94～97, 101 林班に係る区域	161.36	1 立木の伐採の方法 (1) 第2種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。
	合計		161.36	

				(2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (5) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 (6) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。ただし、樹冠疎密度10分の3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。 (3) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積の10分の3.5※を超えず、かつ、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
--	--	--	--	---

土砂流出防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林、史跡名勝天然記念物地内の森林（国）	岩美町	1, 83, 94～96 林班に係る区域	33. 05	原則として、伐採は禁止する。
	合計		33. 05	
土砂流出防備保安林、国定公園第1種特別地域内の森林	鳥取市	389 林班に係る区域	2. 44	国定公園第1種特別地域内の森林に同じ。
	合計		2. 44	
土砂流出防備保安林、国定公園第2種特別地域内の森林	若桜町	322 林班に係る区域	0. 43	水源かん養保安林、国定公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		0. 43	
土砂流出防備保安林、国定公園第3種特別地域内の森林	鳥取市	389 林班に係る区域	26. 42	1 立木の伐採の方法 (1) 全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとし、主伐に係る伐採種は定めない。 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、地区の土砂の流出防備のため指定された保安林の集団の面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）に前伐採年度の伐採許可面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達しない場合は、その残面積を加えた面積とする。ただし、1箇所あたりの皆伐面積は5ヘクタール以内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3.5※を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとして
	若桜町	152～154 林班に係る区域	42. 00	
	合計		68. 42	

				も、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
土砂流出防備保安林、県自然環境保全地域内の森林（禁）	鳥取市	34 林班に係る区域	9.48	原則として、伐採は禁止する。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐（択伐率は現在蓄積の10%以内）を行うことができる。
	合計		9.48	
土砂流出防備保安林、県自然環境保全地域内の森林（択）	鳥取市	124 林班に係る区域	0.79	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は択伐法による。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい低下を招く恐れのない場合には、小面積皆伐を行うことができる。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐による伐採の限度は、現在蓄積30%以内とする。 (2) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の限度は、地区の土砂の流出防備のため指定された保安林の集団の面積を更新期待樹種の標準伐期齢で除して得た面積（総年伐面積）に前伐採年度の伐採許可面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達しない場合は、その残面積を加えた面積とし、一伐区的面積は2ヘクタール以内、伐区は努めて分散させること。 (3) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3.5*を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	合計		0.79	

土砂崩壊防備保安林	鳥取市	80 林班ほか	938.32	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は択伐法による。 (2) 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐による伐採の限度は、現在蓄積の30%以内とする(2) 伐採年度ごとに択伐により伐採できる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の択伐率（当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じて得た材積の範囲内とする。 (3) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3.5※を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	岩美町	2 林班ほか	240.92	
	八頭町	5 林班ほか	88.65	
	若桜町	114 林班ほか	69.82	
	智頭町	105 林班ほか	101.70	
	合計		1,439.41	
土砂崩壊防備保安林、なだれ防止保安林	鳥取市	347 林班に係る区域	0.12	なだれ防止保安林に同じ。
	合計		0.12	
土砂崩壊防備保安林、魚つき保安林	鳥取市	805 林班に係る区域	0.35	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		0.35	
土砂崩壊防備保安林、魚つき保安林、急傾斜地崩壊危険区域内の森林、国立公園第2種特別地域内の森林	岩美町	18 林班に係る区域	1.21	土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		1.21	

土砂崩壊防備保安林、魚つき保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	岩美町	18 林班に係る区域	0.29	土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		0.29	
土砂崩壊防備保安林、保健保安林	鳥取市	647, 841, 843 林班に係る区域	25.96	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		25.96	
土砂崩壊防備保安林、保健保安林、史跡名勝天然記念物地内の森林（県）	若桜町	188 林班に係る区域	3.91	原則として、伐採は禁止する。
	合計		3.91	
土砂崩壊防備保安林、保健保安林、砂防指定地内の森林	鳥取市	647 林班に係る区域	1.64	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		1.64	
土砂崩壊防備保安林、史跡名勝天然記念物地内の森林（県）	若桜町	188 林班に係る区域	0.72	原則として、伐採は禁止する。
	合計		0.72	
土砂崩壊防備保安林、風致保安林、鳥獣保護区特別保護地区内の森林、史跡名勝天然記念物地内の森林（国）	鳥取市	10 林班に係る区域	50.17	原則として、伐採は禁止する。
	合計		50.17	
土砂崩壊防備保安林、保安施設地区内の森林	鳥取市	890 林班に係る区域	1.76	原則として、伐採は禁止する。
	合計		1.76	
土砂崩壊防備保安林、砂防指定地内の森林	鳥取市	91, 150, 151, 175, 525, 527, 647, 807, 814, 945 林班に係る区域	28.76	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	岩美町	27 林班に係る区域	4.19	

	智頭町	344 林班に係る区域	0.07	
	合計		30.90	
土砂崩壊防備保安林、急傾斜地崩壊危険区域内の森林	鳥取市	47,94,356,913,949,958 林班に係る区域	7.29	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	岩美町	18,96 林班に係る区域	1.74	
	八頭町	29 林班に係る区域	0.17	
	智頭町	135 林班に係る区域	0.58	
	合計		2.90	
土砂崩壊防備保安林、急傾斜地崩壊危険区域内の森林、国立公園第2種特別地域内の森林	鳥取市	418 林班に係る区域	1.18	原則として、土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林と同じ。
	岩美町	96 林班に係る区域	0.34	
	合計		1.52	
土砂崩壊防備保安林、地すべり防止区域内の森林	鳥取市	402,757 林班に係る区域	0.54	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	岩美町	143 林班に係る区域	6.42	
	合計		6.96	
土砂崩壊防備保安林、国立公園第1種特別地域内の森林	鳥取市	418 林班に係る区域	10.82	国立公園第1種特別地域内の森林に同じ。
	合計		10.82	
土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	鳥取市	418 林班に係る区域	18.96	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は択伐法による。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木伐採法によるものとする。
	岩美町	2,15～17,95,96 林班に係る区域	6.25	
	合計		25.21	

				(3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐採齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境大臣は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (5) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに択伐により伐採できる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の択伐率（当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じて得た材積の範囲内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の<u>10分の3.5*</u>を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内の材積とする。
土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林、史跡名勝天然記念物地内の森林（国）	岩美町	15 林班に係る区域	2.60	原則として、伐採は禁止する。
	合計		2.60	
土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	岩美町	72, 74, 75 林班に係る区域	38.03	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は択伐法による。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）
	合計		38.03	

				く。)は原則として単木伐採法によるものとする。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐採齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境大臣は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (5) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに択伐により伐採できる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の択伐率（当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。ただし、その算出された率が10分の3を超えるときは、10分の3とする。）を乗じて得た材積の範囲内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の<u>10分の3.5[※]</u>を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
土砂崩壊防備保安林、国定公園第3種特別地域内の森林	若桜町	152, 153 林班に係る区域	2.00	土砂崩壊防備保安林に同じ。ただし、一般的に風致の維持を考慮して施業を行うこと。
	合計		2.00	
飛砂防備保安林	鳥取市	101, 195, 200, 206~208, 801, 815, 818, 827, 860 林班に係る区域	314.50	土砂崩壊防備保安林に同じ。

	岩美町	102 林班に係 る区域	7.07	
	合計		104.66	
飛砂防備保安林、潮 害防備保安林、 国立公園第2種 特別地域内の森 林	鳥取市	456 林班に係 る区域	2.84	土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特 別地域内の森林に同じ。
	合計		2.84	
飛砂防備保安林、防 火保安林	鳥取市	456 林班に係 る区域	0.22	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		0.22	
飛砂防備保安林、保 健保安林	鳥取市	455,818 林班 に係る区 域	2.25	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		2.25	
飛砂防備保安林、保 健保安林、国立 公園第2種特別 地域内の森林	鳥取市	455 林班に係 る区域	27.15	土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特 別地域内の森林に同じ。
	合計		27.15	
飛砂防備保安林、国 立公園特別保護 地区内の森林、 史跡名勝天然記 念物地内の森林 (国)	鳥取市	2 林班に係る 区域	0.55	原則として、伐採は禁止する。
	合計		0.55	
飛砂防備保安林、国 立公園第2種特 別地域内の森林	鳥取市	2,456～457 林 班に係る 区域	151.33	土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特 別地域内の森林に同じ。
	岩美町	83,94 林班に 係る区域	1.36	
	合計		152.69	
飛砂防備保安林、国 立公園第2種特 別地域内の森 林、史跡名勝天 然記念物地内の 森林(国)	鳥取市	2 林班に係る 区域	4.95	原則として、伐採は禁止する。
	岩美町	83,94 林班に 係る区域	3.01	
	合計		7.96	

飛砂防備保安林、国立公園第3種特別地域内の森林	鳥取市	456 林班に係る区域	1.05	土砂崩壊防備保安林、国立公園第3種特別地域内の森林に同じ。
	合計		1.05	
飛砂防備保安林、県立公園第2種特別地域内の森林	鳥取市	818,827 林班に係る区域	4.97	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐は択伐法による。 (2) 県立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木伐採法によるものとする (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐採齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、県は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (5) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		4.97	
防風保安林	鳥取市	206,208,801,816,828,960,963 林班に係る区域	9.05	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	岩美町	11 林班に係る区域	1.10	
	合計		7.07	
防風保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	岩美町	11 林班に係る区域	1.10	国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		1.10	
防風保安林、県立公園第2種特別地域内の森林	鳥取市	871 林班に係る区域	1.98	飛砂防備保安林、県立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		1.98	

潮害防備保安林	鳥取市	206, 207, 827 林班に係 る区域	2. 99	土砂崩壊防備保安林に同じ
	合計		2. 99	
潮害防備保安林、魚 つき保安林	鳥取市	801 林班に係 る区域	3. 69	土砂崩壊防備保安林に同じ
	合計		3. 69	
干害防備保安林	鳥取市	98, 99, 105, 10 7, 112, 11 3, 614, 61 5, 839 林班 に係る区 域	187. 55	水源かん養保安林に同じ。
	岩美町	38, 39 林班に 係る区域	24. 50	
	八頭町	125, 126, 169 林班に係 る区域	36. 32	
	合計		248. 37	
なだれ防止保安林	鳥取市	303, 348, 364, 368, 381, 421, 508, 520, 612, 657 林班に係 る区域	28. 17	1 立木の伐採の方法 (1) 主伐に係る伐採は禁止する。ただし、樹種または林相を改良するための伐採をする必要がある場合で、保安林の指定目的を害しないと認められるときは指定を受けて択伐法により伐採することができる。 (2) 主伐として伐採する事ができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐採齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、保安林の指定目的を害しないと認められ、施業方法等の指定を受けた箇所、かつ樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 伐採年度ごとに択伐により伐採できる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の択伐率（当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。
	岩美町	156 林班に係 る区域	1. 40	
	八頭町	49, 50, 59, 69, 71, 77, 8 1, 91, 220, 221, 222, 232, 237 林班 に係る区 域	46. 87	
	若桜町	101, 102, 104, 115, 120, 122, 143, 146, 188, 316, 317, 324, 363, 364,	108. 38	

		366, 367, 384 林班 に係る区 域		ただし、その算出された率が 10 分の 3 を超えるときは、10 分の 3 とする。) を乗じて得た材積の範囲内とする。 (2) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木材積の <u>10 分の 3.5</u>※を超えず、かつ、その伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が 10 分の 8 を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね 5 年後においてその森林の当該樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。
	智頭町	101, 106, 112, 130, 162, 190, 263, 317 林班 に係る区 域	27. 96	
	合計		212. 78	
なだれ防止保安林、 地すべり防止区 域内の森林	鳥取市	373 林班に係 る区域	0. 74	なだれ防止保安林に同じ。
	合計		0. 74	
なだれ防止保安林、 保健保安林、史 跡名勝天然記念 物地内の森林 (県)	若桜町	188 林班に係 る区域	0. 57	原則として、伐採は禁止する。
	合計		0. 57	
なだれ防止保安林、 国定公園第 3 種 特別地域内の森 林	鳥取市	737 林班に係 る区域	0. 77	なだれ防止保安林に同じ。
	若桜町	152 林班に係 る区域	3. 75	
	合計		4. 52	
落石防止保安林	鳥取市	335～337, 34 5, 365, 65 6, 713, 963 林班 に係る区 域	6. 11	なだれ防止保安林に同じ。
	若桜町	362, 392 林班 に係る区 域	1. 02	
	智頭町	102, 106 林班 に係る区 域	0. 53	
	合計		7. 66	

魚つき保安林	鳥取市	199, 200, 205, 801, 805, 827, 829, 871, 960, 963 林班 に係る区 域	22. 13	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	岩美町	11, 15, 16 林班 に係る区 域	1. 99	
	合計		24. 02	
魚つき保安林、保健 保安林、国立公 園第 1 種特別地 域内の森林	岩美町	102 林班に係 る区域	0. 32	国立公園第 1 種特別地域内の森林に同 じ。
	合計		0. 32	
魚つき保安林、保健 保安林、国立公 園第 2 種特別地 域内の森林	岩美町	102 林班に係 る区域	34. 01	土砂崩壊防備保安林、国立公園第 2 種特 別地域内の森林に同じ。
	合計		34. 01	
魚つき保安林、砂防 指定地内の森林	鳥取市	963 林班に係 る区域	0. 06	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	合計		0. 06	
魚つき保安林、急傾 斜地崩壊危険区 域内の森林	鳥取市	827, 829 林班 に係る区 域	1. 05	土砂崩壊防備保安林と同じ。
	岩美町	16 林班に係る 区域	0. 09	
	合計		1. 14	
魚つき保安林、急傾 斜地崩壊危険区 域内の森林、国 立公園第 2 種特 別地域内の森林	岩美町	18 林班に係る 区域	0. 42	土砂崩壊防備保安林、国立公園第 2 種特 別地域内の森林と同じ。
	合計		0. 42	
魚つき保安林、急傾 斜地崩壊危険区 域内の森林、史 跡名勝天然記念 物地内の森林 (国)	岩美町	96 林班に係る 区域	4. 52	原則として、伐採は禁止する。
	合計		4. 52	

魚つき保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	鳥取市	455 林班に係る区域	2.21	土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	岩美町	1, 16, 18, 83, 97 林班に係る区域	5.26	
	合計		7.47	
魚つき保安林、国立公園第2種特別地域内の森林、史跡名勝天然記念物地内の森林(国)	岩美町	1, 11, 15, 18 林班に係る区域	8.46	原則として、伐採は禁止する。
	合計		8.46	
魚つき保安林、県立公園第2種特別地域内の森林	鳥取市	871 林班に係る区域	0.73	飛砂防備保安林、県立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	合計		0.73	
保健保安林	鳥取市	3, 544, 545, 548, 549, 551～555, 647, 648, 843 林班に係る区域	165.56	土砂崩壊防備保安林に同じ。
	智頭町	151 林班に係る区域	6.54	
	合計		172.10	
保健保安林、国立公園第2種特別地域内の森林	鳥取市	2, 455 林班に係る区域	5.93	土砂崩壊防備保安林、国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
	岩美町	102 林班に係る区域	6.65	
	合計		12.58	
保健保安林、国定公園第1種特別地域内の森林	鳥取市	742 林班に係る区域	1.17	水源かん養保安林、保健保安林、国定公園第1種特別地域内の森林と同じ。
	合計		1.17	
保健保安林、国定公園第3種特別地	鳥取市	742 林班に係る区域	0.96	水源かん養保安林、保健保安林、国定公園第3種特別地域内の森林に同じ。

域内の森林	合計		0.96	
保健保安林、史跡名勝天然記念物地内の森林（県）	若桜町	188 林班に係る区域	0.13	原則として伐採は禁止する。
	合計		0.13	
保安施設地区	八頭町	201, 251 に係る区域	0.08	原則として伐採は禁止する。
	合計		0.08	
砂防指定地内の森林	鳥取市	66 林班ほか	1,335.10	原則として、伐採種は定めない。ただし、治水上砂防の見地から支障が生じる場合は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	岩美町	27, 52, 58, 77, 79, 139 林班に係る区域	203.18	
	八頭町	3, 10, 12, 91, 122, 124, 133, 134, 146, 155, 165, 208 ~210, 213 林班に係る区域	244.88	
	若桜町	101, 121, 123 ~126, 129 ~131, 137, 138, 170 ~173, 178, 187 林班に係る区域	287.14	
	智頭町	106, 108-110, 310, 344, 350, 351 林班に係る区域	219.21	
	合計		2,289.51	
砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域内的の森林	鳥取市	87,763 林班に係る区域	5.52	伐採は原則として択伐法による。ただし、急傾斜地の崩壊による災害防止の指定目的に支障がないものとして県の許可を受けた場合はこの限りでない。
	八頭町	210 林班に係る区域	1.98	
	智頭町	125 林班に係る区域	0.19	

	合計		0.59	
砂防指定地内の森林、国定公園第3種特別地域内の森林	若桜町	154, 155 林班に係る区域	0.82	砂防指定地内の森林に同じ。
	合計		0.82	
急傾斜地崩壊危険区域内の森林	鳥取市	3 林班ほか	170.51	伐採は原則として択伐法による。ただし、急傾斜地の崩壊による災害防止の指定目的に支障がないものとして県の許可を受けた場合はこの限りでない。
	岩美町	16, 98, 107, 125 林班に係る区域	8.72	
	八頭町	2, 6, 7, 12～14, 29, 40, 47, 48, 52, 57, 86, 91, 112, 136, 150, 151, 215, 216, 239, 241, 242 林班に係る区域	79.62	
	若桜町	202, 320 林班に係る区域	2.29	
	智頭町	123, 125, 203, 204, 206, 347 林班に係る区域	10.78	
	合計		271.92	
急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域	鳥取市	729 林班に係る区域	1.04	急傾斜地崩壊危険区域内の森林に同じ。
	合計		1.04	
急傾斜地崩壊危険区域内の森林、国立公園第2種特別地域内の森林	鳥取市	418 林班に係る区域	0.06	1 立木の伐採の方法 (1) 原則として、伐採種は定めない。ただし、急傾斜地の崩壊を助長しまたは誘発する恐れがある行為は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造
	岩美町	18, 96 林班に係る区域	1.58	
	合計		1.64	

				林地、要改良林分、薪炭林を除く。)は原則として単木伐採法によるものとする。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐採齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境大臣は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 2 立木の伐採の限度 国立公園第2種特別地域内の森林に同じ。
地すべり防止区域内の森林	鳥取市	373, 402, 729, 757 林班に係る区域	124. 68	原則として伐採種は定めない。ただし、区域内の崩壊を助長し又は誘発する恐れがある場合は、協議のうえ、伐採種を定めるものとする。
	岩美町	143 林班に係る区域	6. 91	
	合計		131. 59	
国立公園特別保護地区内の森林	鳥取市	402 林班に係る区域	0. 44	原則として、伐採は禁止する。
	合計		0. 44	
国立公園特別保護地区内の森林、史跡名勝天然記念物地内の森林(国)	鳥取市	2 林班に係る区域	2. 34	原則として、伐採は禁止する。
	岩美町	95, 96 林班に係る区域	3. 53	
	合計		5. 87	
国立公園第1種特別地域内の森林	岩美町	102 林班に係る区域	8. 64	1 立木の伐採の方法 (1) 第一種特別区域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行う。伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 2 立木の伐採の限度 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
	合計		8. 64	
国立公園第2種特別地域内の森林	鳥取市	2, 3, 418, 419, 420, 454,	169. 70	1 立木の伐採の方法 (1) 第2種特別地域の森林の施業は、択

		455 林班に係る区域		伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。
	岩美町	1, 2, 11, 15, 16, 18, 83, 94~97, 101, 102 林班に係る区域	207. 49	(2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
	合計		377. 19	(4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (5) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 (6) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とする。
				2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の 30%以内とし、薪炭林においては 60%以内とする。 (2) 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は 2 ha 以内とする。ただし、樹冠疎密度 10 分の 3 より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後 5 年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
国立公園第 2 種特別地域内の森林、史跡名勝天然記念物地内の森林(国)	岩美町	1, 18, 83, 95, 96 林班に係る区域	21. 26	原則として伐採は禁止する。
	合計		21. 26	
国立公園第 3 種特別地域内の森林	鳥取市	456 林班に係る区域	2. 91	全般的な風致の維持を考慮して施業を行うものとし、特に施業の制限を受けない

	合計		2.91	ものとする。
国定公園第1種特別 地域内の森林	鳥取市	742 林班に係 る区域	1.06	1 立木の伐採の方法 (1) 第一種特別区域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は次の規定により行う。 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 2 立木の伐採の限度 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
	合計		1.06	
国定公園第2種特別 地域内の森林	鳥取市	391, 394, 455 林班に係 る区域	4.76	1 立木の伐採の方法 (1) 第2種特別地域の森林の施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (5) 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 (6) 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (2) 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。ただし、樹冠疎密度10分の3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することが
	岩美町	68, 69, 72, 74 ～76 林班 に係る区 域	16.81	
	若桜町	322. 323 林班 に係る区 域	89.25	
	合計		110.82	

				できる。 イ 伐区は更新後 5 年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
国定公園第 3 種特別 地域内の森林	鳥取市	389, 390, 737 ～743 林 班に係る 区域	165. 76	1 立木の伐採の方法 全般的に風致の維持を考慮して施業を うこととし、主伐に係る伐採種は定め い。
	若桜町	152～155, 32 2, 323 林 班に係る 区域	102. 56	
	合計		268. 32	
県立公園第 2 種特別 地域内の森林	鳥取市	871, 926, 928, 930 林班 に係る区 域	12. 71	1 立木の伐採の方法 (1) 第 2 種特別地域の森林の施業は、択 伐法によるものとする。ただし、風致 維持に支障のない限り皆伐法によるこ とができる。 (2) 県立公園計画に基づく車道、歩道、
	合計		12. 71	

				集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木伐採法によるものとする。 (3) 伐期齢は、市町村森林整備計画に定める標準伐採齢に見合う年齢以上とする。 (4) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、県は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 2 立木の伐採の限度 定公園第2種特別地域内の森林に じ。
史跡名勝天然記念物 地内の森林 (国)	鳥取市	200, 330 林班 に係る区 域	2. 70	原則として伐採は禁止する。
	合計		2. 70	
史跡名勝天然記念物 地内の森林 (県)	鳥取市	422, 575, 587, 650 林班 に係る区 域	2. 32	原則として伐採は禁止する。
	八頭町	131, 250 林班 に係る区 域	2. 18	
	若桜町	188 林班に係 る区域	0. 57	
	合計		5. 07	
史跡名勝天然記念物 地内の森林 (県)、県自然 環境保全特別地 域内の森林 (禁)	鳥取市	587 林班に係 る区域	1. 11	原則として伐採は禁止する。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐（択伐率は現在蓄積の 10%以内）を行うことができる。
	合計		1. 11	
県自然環境保全特別 地域内の森林 (禁)	鳥取市	822 林班に係 る区域	0. 20	原則として伐採は禁止する。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招く恐れのない場合には、単木択伐（択伐率は現在蓄積の 10%以
	合計		0. 20	

				内)を行うことができる。
県自然環境保全特別 地域内の森林 (択)	鳥取市	124, 417 林班 に係る区 域	4. 29	1 立木の伐採の方法 主伐は択伐法による。ただし、森林の群 落構成を変える等自然環境に著しい低下 を招く恐れのない場合には、小面積皆 伐を行うことができる 2 立木の伐採の限度 (1) 択伐による伐採の限度は、現在蓄 積の 30%以内とする。 (2) 皆伐による伐採の限度は、一伐区 の面積は2ヘクタール以内、伐区は努 めて分散させること。
	岩美町	158 林班に係 る区域	0. 10	
	合計		4. 39	

※ 保安林の間伐率については、指定施業要件の変更が未実施のものは10分の2とする。

2 その他必要な事項

該当なし